

仕様書（令和7年度）

1 業務名

中央卸売市場資源リサイクル施設運転管理等業務

2 施設概要

(1) 施設の名称及び位置

ア 名称 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設（以下「施設」という。）

イ 位置 札幌市中央区北12条西20丁目

ウ 面積 1,591 m²（延床面積）

3 業務の内容

(1) 業務目的

本業務は、札幌市中央卸売市場から排出される、木製廃パレット及び魚箱等を破碎し、破碎したものを燃料としたバイオマスボイラーの運転と、その熱を利用した生ごみ処理プラントの運転及び当該プラントによる製造物を、買取り業者へ引き渡すまでの作業を行う。

ア 生ごみの予定処理量 約4t/日

イ 製造物の予定製造量 約300kg/日

(2) 運転管理等

ア 施設の総合運転管理

イ バイオマスボイラー・排熱ボイラーの運転管理

ウ 生ごみ処理プラントの運転管理

エ ドライヤーの運転管理

オ 青果生ごみの計量

カ その他施設の維持に必要な雑役

（運転管理に含まれる業務の例示）

下記は業務の一例であり、施設の運転管理に必要な業務は例示された業務以外も含めて実施すること。

- プラント及び施設内の清掃・整備
- 設備停止期間中の試運転による動作確認
- 木製パレットの受入れ案内、再利用可能なパレットの仕分け及び関係業者（廃パレット収集運搬処分業者等）対応
- 委託排出が困難な形状の一般ごみの破碎・解体作業
- パレット等木質材料の搬入・木くず破碎機への投入
- ボイラーへの木くず投入、ボイラー内及び排熱ボイラーの温度管理
- 生ごみの投入
- 製造物の搬出 等

4 業務委託期間

(1) 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 業務実施日及び業務実施時間

ア 本施設の業務実施日は、市場開市日（ただし、青果部のみ休市の日を除く。以下同じ。）とする。

※ 当市場における休開市日については、別添カレンダーのとおり。委託期間中の青果部開市日数は254日とする。

ただし、令和8年1月以降の休開市日は札幌市中央卸売市場業務規程に基づき算出したものである。令和8年カレンダーは、市場関係者との調整を経て令和7年10月ごろに正式決定するため、委託期間中の休開市日数が変更となる可能性がある。委託者は、令和8年カレンダーが正式に決定次第、受託者に別途通知する。休開市日数が変更となった場合、委託料の増減について委託者、受託者双方協議の上決定する。

また、開市日に委託者が実施する点検・オーバーホール等で設備が停止する場合は、施設内の清掃・整備を行うこと。その他の業務については、必要に応じ委託者、受託者双方の協議により決定すること。

イ 原則として、市場開市日の午前8時から午後5時を業務実施時間とする。

なお、業務実施時間の設定は、製造物の予定数量を達成できることを前提としている為、生ごみの搬入時間のずれ込み等で予定数量が達成できないと推定される場合は、時間変更を可能とする。この場合、事前に委託者と協議すること。

ウ 青果生ごみの計量については、市場開市日の午前6時30分から午後3時までを業務実施時間とする。

5 人員の配置

(1) 管理責任者の配置

受託者は、業務の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有する者を、管理責任者として配置すること。また、管理責任者が不在の場合に備えて、その代行者を配置すること。

(2) 従事者について

業務に従事する者は、委託者及び管理責任者の指示に従って作業を行う能力を有する者でなければならない。受託者は、体力、技術、責任において問題がなく本仕様書で求める業務を十分に遂行できる従事者を厳選して配置すること。また、受託者は、業務に従事する者の服務等について、特に下記の点について指導監督を行うこと。

ア 業務に従事する者は、札幌市中央卸売市場の特性を十分に理解し、施設利用者に対しても誠実に対応しながら業務を遂行すること。

イ 業務に従事する者は、受託者の定めた統一された制服を着用し、左胸等に会社名及び名札を付けること。

ウ 受託者は、業務を完遂できる十分な人員を常駐させること。

エ 施設内では、本業務以外に一般社団法人札幌市中央卸売市場協会職員（以下「協

会職員」という。)がごみの分別、受入れ等の作業をしているので、協会職員等と協力の上、施設の円滑な管理運営を行うこと。

(3) 必要な資格

受託者は、業務に必要な次の有資格者を必要数配置すること。

- ア クレーンの運転業務に係る特別教育修了者
- イ 玉掛け技能講習受講修了者
- ウ フォークリフトの運転業務に関わる特別教育受講修了者
- エ 小型ボイラ特別教育受講者
- オ 電気工事士（2種以上）
- カ 破碎・リサイクル施設技術管理士
- キ その他業務を行う上で、他に必要と考えられる人員及び有資格者についても、受託者の責任において確保すること。

(4) 履行開始前までに提出する書類

- ア 従業員名簿（各種資格免状等については、原本又は写しを委託者に提示すること）
 - ※ 従業員に異動（採用、退職等）があった場合、速やかに新しい名簿を委託者宛てに提出すること。
- イ 緊急時連絡体制表
- ウ その他委託者が指示する書類

6 物品の調達及び経費の分担

- (1) 業務を実施する上で必要な施設の設備、機器の運転管理に必要な物品及び消耗品は、原則として受託者の負担とする。受託者の負担で調達する主な物品等（給油脂類、薬剤、消耗品類）と使用予定数量は別記リストのとおりとするが、リストに記載のないものも含め、必要に応じて受託者の負担で購入調達すること。

ア 給油脂リスト

	用途	油種	銘柄	量・頻度
原料受箱 反転機	段付ピン塗布	軸受歯車油	スーパーグリスメイト	適時
	モーターベアリング	軸受用グリース	スミグリスEP2	適時
	減速機グリース	グリース	スミグリスEP2	適量/6か月毎
	破碎機	グリース	スミグリスEP2	10g×4/週
	ピローブロック	グリース	スミグリスEP2	10g×2/週
圧搾機	ベアリング	軸受用グリース	スミグリスEP2	100g/週
フライトコンベア	ベアリング	軸受用グリース	スーパーグリスメイト	適量
ドライヤー	ベアリング	高温用グリース	エピノックSR No.2	200g/週
木くず破碎機	ベアリング	グリース	スミグリスEP2	200g/月
	スプロケット	軸受歯車油	タフニーメカニックオイル	50cc/日
誘引ブロワ	カップリンググリス	軸受用グリース	エピノックSR No.2	6g/日

※ プラント機器用の整備に要する部品及び油脂類は、プラント機器指定品又は保守業者が相当品と認めるものを使用すること。

なお、油脂類等危険物の保管・使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

イ 消耗品リスト

消耗品内訳	型式	月当たり使用量		使用場所
		単位	数量	
原塩 (25kg/袋)	並塩	袋	6	軟水器
イオン交換樹脂		—	—	軟水器
ボイラー清缶剤	FWSS-3N	缶	1	排熱ボイラー
フレコンパック	SC005 UV剤配合	枚	40	飼料梱包
吊バンド	50mm x 3m	本	0.25	パレット吊上

- (2) 受託者は、委託者が使用を許可する休憩室等（施設2階）を無償で使うことができる。なお、休憩室等は、常に清潔にし、整理整頓すること。
- (3) 受託者は、施設内の電気、ガス、上下水道、地下水及び冷暖房を無償で使うことができる。
- (4) 受託者は、委託者が所有する電動フォークリフト及びハンドリフトを無償で使うことができる。受託者は、下記7に定める始業点検及び日常点検を実施し、最善の注意を払って機器を使用すること。下記7に定める点検以外の特定自主検査及び修繕等は委託者が行うので、機器の故障、不具合等を発見した場合はただちに委託者へ申出ること。
- (5) 業務の実施に伴って発生する一般廃棄物（品質の劣化した製造物等）及び産業廃棄物（金属くず、有機汚泥、燃え殻等）の処理費用は、委託者の負担とする。それ以外の廃棄物処理費用は、受託者の負担とする。

7 点検の実施

受託者は、業務の実施にあたって下記のとおり始業点検及び日常点検を実施し、作業の安全を確保し、従事者の事故防止に十分注意すること。また、事故が発生した場合は、ただちに委託者へ連絡すること。なお、事故が発生した場合の一切の責任は、受託者が負うこと。

(1) 始業点検

ア フォークリフト、クレーンについては、目視による始業点検を実施し、正常な状態にあることを確認の上、作業にあたること。

イ パレットの吊上げに使用するバンドは、始業時に亀裂・損傷の有無を確認の上、使用すること。

(2) 日常点検

ア 運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業を、原則として毎日行うこと。

イ 特殊な機器、部品、高度な専門技術又は外部からの人的応援を必要としない場合で、業務時間内で作業、処置できる調整に関しては、事前に委託者の許可を得た上で行うこと。委託者への報告については、任意の書式とし、業務日報に追記しても差し支えない。

ウ フォークリフトについて、点検項目を定め、毎月自主点検を行うこと。

8 作業報告

受託者は、業務を実施した日は毎日、業務日誌を作成し、翌開市日までに委託者へ作業結果を報告すること。

また、受託者は、上記6-(1)-アに定める給油脂の実施状況及び7-(2)-ウに定めるフォークリフト自主点検結果について、毎月の完了届と併せて委託者へ書面により報告すること。

9 秘密の保持

受託者は、本業務の履行により知り得た情報を他人に漏らしてはならず、本業務の終了後も同様とする。

10 法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、道路交通法及び公害関係法令等、本委託業務に関連する法令を遵守すること。

11 損害賠償の範囲

(1) 受託者の故意又は過失により発生した火災、盗難、事故、破損、故障等で委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、損害補てんに要する費用は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(2) 受託者の過失による施設の破損については、ただちに委託者に報告し、受託者の負担において速やかに原状復旧すること。

12 再委託の禁止

受託者は、業務の執行について、第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、主たる業務以外の業務について、事前に委託者へ文書により申し出て、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

13 業務の引継ぎ

(1) 受託者は、契約期間の開始に先立ち、委託者の指示する者による実務研修を受け、業務を遂行するために必要な技術、技能を習得したのち、業務を引継ぐものとする。この期間の業務日、業務時間、人員配置は委託者との協議による。

(2) 受託者は、業務委託期間の終了に先立ち、委託者の指示する者に対し、実務研修を行い、業務を遂行するために必要な技術、技能を継承したのち、業務を引継ぐものとする。

14 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントに準じ、

環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、原則として再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

15 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔を維持し、整理整頓を行うこと。
- (2) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合、必ず委託者の指示を受けて行うこと。
- (3) 建物の防火・防災管理については、防火・防災管理者の定める消防計画に従うこと。
- (4) 建物又はその周辺に火災を発見した場合は、直ちに 119 番通報するとともに、委託者にもその事実を連絡し初期消火活動等の臨機の措置を行うこと。
- (5) 火災及び盗難等の予防に努め、業務終了後は火気及びドア等の施錠を確認すること。

16 業務委託代金の支払

本業務の支払いは、年 12 回、毎月の均等払いとする。1 円未満の端数が生じた場合は、その初回（1 回目）に支払うこととする。

17 労働社会保険諸法令遵守状況確認に係る事項

- (1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。

ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

(ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

(ロ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険事業主負担分調書を、別冊の記載要領に沿って作成し提出すること。

- (2) 上記(1)の書面での確認において疑義が生じたものにあつては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第 16 条第 2 項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

18 添付資料

- (1) 設備仕様書（別添 1）
- (2) 機器リスト（別添 2）
- (3) 全体フローシート（別添 3）
- (4) 青果生ごみ計量器資料（別添 4）

労働社会保険諸法令遵守状況 確認用書面記載要領

様式1 業務従事者名簿…………… P2

様式2 業務従事者配置計画書…………… P4

様式3 業務従事者健康診断受診等状況報告書…………… P6

様式4 業務従事者支給賃金状況報告書…………… P7

札幌市財政局管財部契約管理課

作成に当たっての留意事項（共通）

業務従事者名簿（様式1）、業務従事者配置計画書（様式2）、業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）及び業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）の4書面は、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の労働環境状況を確認することを目的としております。交通局、水道局及び病院局への提出の際は、対象労働者から同意を得たうえで、次の各様式における記載要領に沿って作成してください。

なお、代替又は臨時その他の事由により一時的に従事する労働者は、報告の対象外となります。

業務従事者名簿（様式1-1及び1-2）記載要領

業務従事者名簿は、「一般用（様式1-1）」と「庁舎警備用（様式1-2）」に様式が分かれていますので、それに留意のうえ、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を、下記の事項に沿って作成してください。

記

1 雇用年月日

氏名の下の（ ）内に、当該労働者の貴社における雇用年月日を記入してください。

なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者にあつては、派遣契約年月日を記入するとともに、「備考（資格等）」の欄（様式1-2にあつては余白）に「派遣労働者」と付記してください。

2 年 齢

履行開始日現在の年齢を記入してください。

3 雇用契約上の所定労働時間

労働者毎に、雇用契約上における所定労働時間を次のとおり記入してください。

(1) 日：1日当たりの所定労働時間（勤務時間）を記入してください。複数のシフトにより1日の所定労働時間が異なる場合は「○～○」と記入してください。

(2) 週：1週間の平均所定労働時間を記入してください。複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合は、次の算出例を参考に記入してください。

ア 年間所定労働時間 ÷ 52週間/年 = 週所定労働時間

イ 月所定労働時間 ÷ 4.3週/月 = 週所定労働時間

ウ おおよその週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合

（例）おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15時間/週

（例）おおよそ月13日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3週/月 ≒ 12時間/週

（例）おおよそ週5日勤務の内、（おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12時間） + （週2回 × 6時間勤務 = 12時間） = 24時間/週

(3) 上記(1)又は(2)に記載した所定労働時間が労働基準法で定める法定労働時間（原則として1日当たり8時間、1週当たり40時間）を超える場合にあっては、その根拠となる適用制度に「○」を付してください。なお、変形労働時間制又は監視・断続的労働のいずれにも該当しない場合は、超過の理由を「備考（資格等）」の欄（様式1-2にあつては余白）に記載してください。

4 社会保険の加入状況

労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。

なお、上記3(2)に記載した1週当たりの所定労働時間について、健康保険にあつては30時間以上、雇用保険にあつては20時間以上であるにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、その理由を「備考（資格等）」の欄（様式1-2にあつては余白）に記載してください。

5 備考（資格等）（一般用（様式1-1）のみ）

業務の履行に当たり、特記すべき労働者が取得している資格等を記入のうえ、その資格を証する書面の写しを添付してください。

6 年度内の法定教育受講状況（庁舎警備用（様式1-2）のみ）

警備業法第21条第2項の規定に基づく警備員の法定教育について、**業務従事者名簿を提出する日が属する年度内の受講状況**を、次のとおり記入してください。

- (1) 教育区分：「新任教育」の場合は「新任」に、「現任教育」の場合は「現任」に○を付してください。
- (2) 受講年月日、受講時間：法定教育の受講年月日を記入のうえ、その下に受講した法定教育の受講時間を記入してください。
- (3) 資格・実務経験等：法定教育の受講時間の免除に係る資格・実務経験等を（ ）内に記載のうえ、資格にあつては、それを証する書面の写しを添付してください。

7 その他

代替又は臨時その他の事由により一時的に従事する労働者についても、本調書にて報告を求められている場合には、3の「所定労働時間」及び4の「社会保険の加入状況」の欄には「-」と記載し、5の「備考（資格等）」の欄にその従事者の業務分担内容を付記してください。

業務従事者配置計画書（様式2）記載要領

業務従事者配置計画書（様式2）は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、業務従事者名簿（様式1-1又は1-2）により報告した労働者の配置計画書を、下記の事項に沿って作成してください。

なお、本調書は、**通常の業務日1日当たり**の労働者の配置計画を記載していただきますので、複数の労働者によりローテーションを組んで対応している場合は、業務従事者名簿（様式1-1又は1-2）により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。（例：1日当たり3人を配置予定の業務において、当該業務を4人の労働者でローテーションを組み履行していく場合、配置する3人の平均的な配置時間数を記入）

記

1 従事者No.

「従事者No.」は「1」又は「A」から始まる連続番号を付記してください。

なお、当該No.を業務従事者名簿のNo.と連動する必要はありません。

2 従事者区分

「従事者区分」は、業務毎に労働者の技能や実務経験等によりA、B又はCの3区分としています。労働者の区分について、次の表を参考にして該当する区分に「○」を付してください。

業務種別	区 分 説 明
①建物の清掃業務	<p>A：1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者</p> <p>B：2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者</p> <p>C：清掃業務について、清掃員A又は清掃員Bの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者</p>
②建物の警備業務 (駐車場管理を含む。)	<p>A：施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者</p> <p>B：施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者</p> <p>C：警備業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者</p>
③建物のボイラー等運転・監視等業務	<p>A：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者</p> <p>B：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者</p> <p>C：運転・監視及び日常的な点検保守業務について、Bの指示に従って作業を行う技術力を有し、実務経験5年未満程度の者</p>

④その他の業務	<p>A：作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者</p> <p>B：作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者</p> <p>C：A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者</p>
---------	---

3 その他

- (1) 下記の記載例に従って従事者の配置を図示し、労働時間及び休憩時間を記載してください。
- (2) 深夜24時を越え翌日までの勤務の場合には、同行の左端0時から続けて記入してください。
- (3) 監視・断続的労働（労働基準監督署から許可を受けているもの）は、賃金を支払うべき労働時間と見なしますので、1日の労働時間に含めて記載してください。
- (4) 変形労働時間制の適用を受けている従事者については、「変形労働時間制」の欄に「○」を付してください。
- (5) 「時間帯別従事者人数」の欄には、1時間単位で従事した延べ人数を記載してください。（勤務開始又は終了時間が「〇〇時30分」のように、1時間に満たない時間であっても、1時間として延べ人数に計上してください。）

【記載例】

様式2

業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。

→ 労働時間(所定内) - - - 監視・断続的労働

⇒ 労働時間(時間外) ■ 休憩時間

業務名 〇〇〇〇業務

従事者No.	従事者区分(A・B・C)	1日の労働時間等(単位:時間)																											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	労働時間	休憩時間	変形労働時間制	
1	Ⓐ・B・C																										5	0	
2	Ⓐ・B・C																										5	0	
3	A・Ⓑ・C																										7	1	1
4	A・Ⓑ・C																										9.5	1	
5	A・B・Ⓒ																										12	0	
6	A・B・Ⓒ																										10	1	○
	A・B・C																												
	A・B・C																												
	A・B・C																												
		合 計																								48.5	3		
時間帯別従事者人数(1時間単位で記載)		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	複数労働者でローテーションを組んでいる場合は、業務従事者名簿(様式1)により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。		
A											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							10		
B										1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1				17		
C		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22		
合計		1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	49		

労働時間には「時間外」も含まれます。

監視・断続的労働の許可を受けている場合など、深夜0時をまたぐ配置を行う場合は、同行の左端から続けて矢印を記載してください。
※例示は20時から翌日の8時までの12時間の勤務をする場合の記載です。

変形労働時間制を適用している従事者は、当該欄に「○」を記載してください。

業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3-1及び3-2）記載要領

業務従事者健康診断受診等状況報告書は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、「業務従事者名簿（様式1-1又は1-2）」により報告した労働者の労働安全衛生法に基づく健康診断の受診状況を、下記の事項に沿って作成してください。

なお、当該報告書は、「一般用（様式3-1）」と「庁舎警備用（様式3-2）」に様式が分かれていますので、留意してください。

記

1 社会保険の加入状況

労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。

2 健康診断受診状況

- (1) 調査年度（前年の4月～調査年の3月）における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況について、労働者ごとに「○」を付してください。
- (2) 「受診済み」の場合は、受診年月日も記載してください。なお、健康診断個人票写しの添付は必要ありません。
- (3) 「受診予定」の場合は、受診予定月を記載してください。
- (4) 「健康診断の受診義務が無い」又は「途中退職」などの理由から、健康診断を受診していない方は、「受診なし」に「○」を付し、その理由を「備考」欄に記載してください。
- (5) 深夜労働のため、半年に1回の健康診断が義務付けられている方については、「備考」欄にその旨及び2回目の受診日を記載してください。

3 法定教育受講状況（庁舎警備用（様式3-2）のみ）

警備業法第21条第2項に基づく警備員の法定教育（年度に1回の現任教育）について、労働者毎に、調査年度（前年の4月～調査年の3月）における受講年月日と当該受講時間を、それぞれ記入してください。なお、免除の場合はその理由（資格等）を（ ）内に記載してください。

業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）記載要領

業務従事者支給賃金状況報告書は、業務対象施設において日常的に従事（常駐）する労働者として、業務従事者名簿（様式1-1又は1-2）により報告のあった労働者に対して、特定の月に支給した所定内賃金や賞与（時間外（残業）手当や夜間勤務手当等の所定外賃金の実績を除いた賃金等）の実績を、次の表に沿って作成してください。

項目名	説 明
従事者No.	「従事者No.」は「1」又は「A」から始まる連続番号を付記してください。 なお、当該No.を業務従事者名簿のNo.と連動する必要はありません
年齢区分	報告時の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。
従事者区分	「従事者区分」は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等によりA、B又はCの該当する区分に「○」を付してください。 従事者区分の詳細については、「業務従事者配置計画書（様式2）記載要領」の2の「従事者区分」に掲げる表を参照してください。
所定労働時間 （実績）	<p>就業規則又は労働契約で定めた正規の勤務時間内の労働時間（休憩時間を控除した実労働時間）で、特定する月に支給した賃金の対象期間における「1日当たり」、「1週間当たり」及び「1月当たり」の所定労働時間の実績を、次のように記載してください。なお、時間外勤務（残業）の時間は含まずに計算してください。</p> <p>1 「日」：1日当たりの平均所定労働時間を記載してください。 複数のシフトにより労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。</p> <p>2 「週」：1週間の平均所定労働時間について以下を参考に記載してください。 (1) 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合 (例) 月～木曜日まで週4日、8：00～12：00の実働4時間の場合 $\Rightarrow 4日 \times 4時間 = 16時間/週$ (2) 複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合 ア 月所定労働時間 \div 4.3週/月 = 週所定労働時間 イ おおよその週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合 (例) おおよそ週3日勤務 \times 5時間 = 15時間/週 (例) おおよそ週5日勤務の内、（おおよそ週3回 \times 4時間勤務 = 12時間）+（週2回 \times 6時間勤務 = 12時間）= 24時間/週</p> <p>3 「月」：特定する月に支給した賃金の対象となった期間（1カ月）の所定労働時間を記入してください。</p> <p>4 法定労働時間を超えている場合の手続等 上記1～3に記載した所定労働時間が労働基準法で定める法定労働時間（原則として1日当たり8時間、1週当たり40時間）を超える場合にあっては、その根拠となる適用制度に「○」を付してください。 なお、変形労働時間制又は監視・断続的労働のいずれにも該当しない場合は、「その他」に「○」のうえ、理由を（ ）欄又は「備考」欄に記載してください。</p>

1月の所定労働日数	<p>特定する月に支給した賃金の対象となった期間（1カ月）における出勤日数を記入してください。なお、年次有給休暇などの賃金の支給対象となる休日については、出勤日数に加えてください。</p>
基本給形態	<p>労働者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の（ ）内に記入してください。</p>
月支給額内訳	<p>以下の1及び2に従い、特定する月に支給した賃金の内訳を記載してください。 なお、記載する金額は所定労働時間に対する賃金等とし、所定外労働時間（残業）に対する手当や深夜、休日勤務に伴う割増手当は含まないでください。</p> <p>1 給与A① 最低賃金の計算に含める給与を記入してください。</p> <p>(1) 基本給（上段） 特定する月に支給した1月当たりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月当たりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月当たりの支給額を記入してください。</p> <p>ア 時間給の場合： $\text{月支給額} = \text{〇〇〇円/H} \times \text{1月当たりの所定労働時間（実績）}$</p> <p>イ 日額の場合： $\text{月支給額} = \text{〇, 〇〇〇円/日} \times \text{月所定労働日数（実績）}$</p> <p>(2) その他（下段） 上記(1)の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当（職務手当など）について、特定する月における1月当たりの支給額を記入してください。</p> <p>2 給与B② 最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当等を記入してください。</p> <p>(1) 通勤手当（上段） 特定する月に支給した1月当たりの通勤手当を記入してください。</p> <p>(2) 精皆勤手当・家族手当（下段） 特定する月に支給した1月当たりの精皆勤手当と家族手当の合計額を記入してください。</p>
月支給合計 ③	<p>労働者毎の特定する月の支給額合計となります。 次の計算に基づく金額を記入してください。</p> $\text{月支給額合計} = \text{給与A①【基本給（上段）+ その他（下段）】} \\ + \text{給与B②【通勤手当（上段）+ 精皆勤手当・家族手当（下段）】}$
賞与等	<p>特定する期間に支給した賞与等の臨時給与があれば、その金額を記入してください。</p>
社会保険の加入	<p>労働者毎に、受託者が適用を受けている健康保険及び雇用保険の加入状況について、加入の場合は「○」を、未加入（国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入）の場合「×」を記載してください。</p>

なお、1週当たりの所定労働時間について、健康保険にあっては30時間以上、雇用保険にあっては20時間以上であるにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、理由を「備考」の欄に記載してください。

ただし、健康保険は1週当たりの所定労働時間が30時間未満であっても、次の(1)～(5)の要件を満たす場合は加入義務があるため、当該要件を満たすにもかかわらず加入状況が「×」である場合は、理由を「備考」の欄に記載してください。

- (1) 1週当たりの所定労働時間が20時間以上あること
- (2) 雇用期間が2カ月を超えて見込まれること
- (3) 賃金（最低賃金法で賃金に参入しないものに相当するもの（賞与、割増賃金、通勤手当、精皆勤手当及び家族手当等）を除く。）の月額が8.8万円以上であること
- (4) 学生でないこと
- (5) 厚生年金保険の被保険者数が常時101人（令和6年10月以降は51人）以上であること、又は厚生年金保険の被保険者数が常時100人（令和6年10月以降は50人）以下であって、労使合意を行っていること

【記載例】

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の〇〇〇〇年〇〇月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称 **〇〇〇株式会社**

作成者 **〇〇〇**

(連絡先 **〇〇〇-〇〇〇〇**)

業務名 **〇〇〇〇業務**

業務従事者 No.	年齢	区分	所定労働時間(実績)			1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)			月支給 合計③ (①+②)	0月～0月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
			日	週	月			給与A ① 基本給	給与B ② 通勤手当 その他	精皆勤・家族手当			雇用 保険	健康 保険	
1	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳以上	A	8	40	168	21	月給(日給)時給 (200,000)円	200,000	12,000	227,000	120,000	○	○		
		10,000						5,000							
2	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳以上	A	8	40	168	21	月給(日給)時給 (8,000)円	168,000	10,080	183,080	30,000	○	○		
		5,000													
3	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳以上	A	10	40	160	16	月給・日給(時給) (1,000)円	160,000	8,000	168,000	0	○	○		
4	ア 40歳未満 イ 40歳以上 ウ 65歳以上	A	4	20	84	21	月給・日給(時給) (1,000)円	84,000	10,080	97,080	0	×	×	臨時的に20時間 超過のため雇用 保険未加入	
		3,000													

業務従事者「No.、年齢、区分」：業務従事者名簿に記載した労働者について、報告時点の情報を記載してください。

所定労働時間(実績)：指定された月に支給した賃金の対象期間における所定労働時間の実績を記載してください。なお、この時間に所定時間外勤務(残業)分は含みません。

また、記載した時間が法定労働時間を超えている場合は、その根拠となる手続き等を記載してください。

1月の所定労働日数：指定された月に支給した賃金対象期間の労働日数(実績)を記載してください。

基本給形態(金額)：労働者ごとの基本給形態及び()内に金額を記載してください。

月支給額内訳「基本給」：指定された月に支給した基本給を記載してください。また、記載の労働時間等と整合性がとれるよう記載してください。

例) No.2の場合…日給8,000円×労働日数21日＝168,000円 No.3の場合…時給1,000円×労働時間160時間＝160,000円

月支給額内訳「通勤手当」、「精皆勤・家族手当」：指定された月に支給した額を記載してください。なお、これらは最低賃金の算定対象とならない手当となります。

月支給合計：指定された月の支給合計額を記載してください。(計算式：月支給額合計＝給与A①【基本給+その他】+給与B②【通勤手当+精皆勤・家族手当】)

例) No.1の場合…給与A①(200,000+10,000)+給与B②(12,000+5,000)＝227,000(円)

賞与等：指定された期間で支給した賞与等の合計額を記載してください。

社会保険加入状況：雇用保険及び健康保険の加入状況について、加入の場合は「○」、未加入の場合は「×」を記載してください。

なお、1週あたりの所定労働時間(実績)が雇用保険にあっては20時間以上、健康保険にあっては30時間以上であるにもかかわらず社会保険加入状況が「×」である場合は、その理由を「備考」欄に記載してください。

業 務 費 内 訳 書 等 記 載 要 領

様式 1-1	業務費内訳書
様式 1-2-1	業務従事者賃金支給計画書（月額用）
様式 1-2-2	業務従事者賃金支給計画書（年額用）
様式 1-3-1	社会保険料事業主負担分調書（月額用）
様式 1-3-2	社会保険料事業主負担分調書（年額用）
様式 1-4	業務従事者配置計画書

札幌市財政局管財部契約管理課

<注意事項>

- 様式は、入札書記載金額（契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額）に基づき作成してください。従って、入札時に指定された金額区分に応じて、月額の場合は月単位、総価の場合は年単位で記載することとなります。（様式 1-2 及び 1-3 にあつては、金額区分ごとに様式も異なります。）
- 本要領に記載されている保険料率等は、直近改訂時のものを用いていますので、書類作成時にあつては、作成時点の料率を確認のうえ作成してください。

業務費内訳書（様式 1-1）記載要領

業務費内訳書（様式 1-1）は、入札書記載金額（契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額。以下同じ。）に対する積算の内訳書となります。

記入にあたっては、合計（⑤）の金額が入札書記載金額と一致するよう、次の事項に留意のうえ作成してください。

項 目 名	説 明
直接人件費 その1 ①	<p>1 『直接人件費計(③=①+②)』は、清掃や警備等の建築保全業務に直接従事する技術者が、当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用で、当該技術者の賃金に相当します。</p> <p>そのうちの『直接人件費その1(①)』は、入札書記載金額の算出に当たり想定した直接人件費のうち、<u>日常的に業務に従事する労働者(労働基準法第9条に定める労働者)の給与(基本給、所定内手当)及び賞与の額の合計額を、記入してください。</u></p> <p>なお、時間外手当や夜勤手当といった所定外手当や、定期清掃等で臨時的に投入される業務従事者、代替職員費用、役員等の報酬等は、当該項目の費用から除いてください。</p> <p>2 『①の金額 ≧ 業務従事者賃金支給計画書(様式1-2)の合計額(A)』となるよう作成してください。</p>
直接人件費 その2 ②	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2)」に掲げた業務従事者に関する時間外手当や夜勤手当の所定外手当のほか、定期清掃など臨時的に従事する業務従事者の給与等の合計額を記入してください。
直接物品費 ④	<p>清掃や警備等の建築保全業務に直接従事する技術者が、当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用を、記入してください。</p> <p>(例) ア 消耗品費(ウエス、潤滑油、グリス、洗剤、ワックス、養生用シート等) イ 消耗部品・材料費(ランプ類、ヒューズ類、パッキン、ガスケット、リング、フィルター等) ウ 工具・用具費(脚立、危険防止用具、工具、清掃用具、警備用具等) エ 機械器具費(計測機器、真空掃除機、床磨き機等) オ その他(上記に属さない直接物品費)</p>
その他 直接業務費 ⑤	清掃や警備等の建築保全業務において、業務の履行に必要な直接的な費用で、直接人件費計(③=①+②)及び直接物品費(④)に掲げた費用以外の費用を、記入してください。
業務従事者 に係る 法定福利費 ⑦	<p>1 「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2)」に掲げる業務従事者に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料その他の社会保険料に係る事業主負担分の金額を記入してください。</p> <p>2 『業務従事者に係る法定福利費(⑦)の金額 ≧ 社会保険料事業主負担分調書(様式1-3-1又は2)の合計額(D)』となるよう作成してください。</p> <p>3 「直接人件費その1(①)」に金額を計上しているにも関わらず、当該費用を計上していない場合は、記載内容に不備があるとみなします。</p>
業務従事者 に係る 健康診断経費 ⑧	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2)」に掲げた業務従事者の労働安全衛生法等に基づく定期健康診断に係る費用を記入してください。
教育・訓練費 ⑨	<p>「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2)」に掲げた業務従事者の教育・訓練費に係る費用を記入してください。</p> <p>(例) ア 建築物清掃業務の登録要件である業務従事者に係る研修費用 イ 警備業法施行規則第 38 条第 1 項に基づく警備員の教育費用</p>

その他 業務管理費 ⑩	業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、別枠で計上の法定福利費(⑦)健康診断経費(⑧)及び教育・訓練費(⑨)を除いた費用を記入してください。 (例) 業務責任者給与及び法定福利費、業務従事者及び業務責任者に係る福利厚生費及び退職金(掛金含む)、労務管理費、安全管理費、通信交通費、事務用品費、租税公課、保険料、その他
一般管理費等 ⑫	一般管理費等は、受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用を記入してください。 (例) 役員、従業員(業務従事者、業務責任者除く)給与・法定福利費・福利厚生費等、修繕維持費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、その他
その他費用 ⑬	直接業務費、業務管理費及び一般管理費等に掲げる以外の費用 (例) 付加利益等

【様式 1-1 記載例】 ※記載例は月額となります。

(内 訳)

項 目	金 額	
直接業務費		
直接人件費その1 (①)	400,000 円	・日常的に従事する業務従事者の給与(基本給、所定内手当)及び賞与の額 『①の金額 ≥ 「様式1-2(業務従事者賃金支給計画書)」の合計額(Aの金額)』となるよう作成
直接人件費その2 (②)	42,000 円	①に掲げた業務従事者の所定外賃金(時間外手当、夜勤手当等) 臨時的に投入する業務従事者(①に掲げる者以外)に係る給与
直接人件費計 (③=①+②)	442,000 円	
直接物品費 (④)	6,000 円	業務従事者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
その他直接業務費 (⑤)	41,600 円	直接人件費又は直接物品費に属さない直接業務費
計 (⑥=③+④+⑤)	489,600 円	各項目とも、値引き「△〇〇〇, 〇〇〇円」といった金額を減する記載は不可。(端数調整は除く。)
業務管理費		
業務従事者に係る 法定福利費 (⑦)	40,000 円	業務従事者に係る社会保険の事業主負担金経費 「直接人件費その1(①)」の金額の記載があるにも関わらず、当該項目に金額の計上が無いものは不可。
業務従事者に係る 健康診断経費 (⑧)	2,700 円	①の項目に金額を計上しているにも関わらず、当該項目に金額(労災保険料相当額以上)の記載がないものは不可。
教育・訓練費 (⑨)	2,000 円	業務従事者に係る教育・訓練費用
その他業務管理費 (⑩)	5,800 円	受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、⑦から⑨以外の経費
計 (⑪=⑦+⑧+⑨+⑩)	50,500 円	
一般管理費等		
一般管理費 (⑫)	24,900 円	直接業務費及び業務管理費以外の経費で受注者が企業を維持運営していくために必要な経費
その他費用 (⑬)	5,000 円	直接業務費、業務管理費及び一般管理費以外の費用
計 (⑭=⑬+⑫)	29,900 円	・入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額)と一致しないものは不可。 ・入札時に指定された方法に応じて、「総価」又は「月額」にて記入。 ・本記載例は月額による。
合 計 (⑮=⑥+⑪+⑭)	570,000 円	入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額)と一致

業務従事者賃金支給計画書（様式 1-2-1 及び 2）記載要領

業務従事者賃金支給計画書（様式 1-2-1 及び 2）は、日常的に従事する業務従事者（労働基準法第 9 条に規定する労働者）について、入札額の算定の際に想定した配置予定の業務従事者毎に、その支給予定の所定内賃金や賞与等の支給計画となります。

記入にあたっては、『【業務費内訳書（様式 1-1）の「直接人件費その 1（①）」の金額】 ≥ 【業務従事者賃金支給計画書（様式 1-2-1 又は 2）の合計額 A 欄（労災保険対象額）】』となるよう、次の事項に沿って作成してください。なお、時間外手当や夜勤手当のほか、定期清掃などで臨時に従事する業務従事者や、代替要員に関する給与等については、本様式から除いてください。

○様式 1-2-1（月額分）記載要領

項目名	説 明
従事者No.	「従事者No.」は「1」から始まる連続番号を付記してください。（この様式の従事者No.を基準とし、社会保険料事業主負担分調書（月額用）（様式1-3-1）には、従事者No.を転記して連動するように該当欄を記載してください。）
年齢区分	入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。 なお、本項目は、社会保険の加入義務について、年齢的な要件を満たしているかを確認することを目的としています。このため、年齢を想定されていない場合は、「○」を付することを省略しても構いませんが、社会保険の加入状況欄は、必ず記入してください。
従事者区分	従事者区分は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等によりA、B又はCの3区分としております。入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の区分について、該当する区分に「○」を付してください。なお、次の1～3に掲げる業務以外のものにあつては、従事者区分欄への付記を省略してかまいません。 1 建物の清掃の場合 A…1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B…2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃作業について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上6年未満程度の者 C…清掃業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者 2 建物の警備の場合 A…施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者 B…施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者 C…警備業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者 3 建物のボイラー等設備運転・監視等業務の場合 A…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者 B…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技能力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者 C…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者

所定労働時間	<p>配置を想定した業務従事者における、「1日あたり」、「1週間あたり」及び「1月あたり」の所定労働時間を、次のように記載してください。</p> <p>1 「日」: 1日の平均所定労働時間 複数のシフトにより1日の所定内労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。</p> <p>2 「週」: 1週間の平均所定労働時間 ① 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合…(例) 月～木曜日まで週4日、8:00～12:00の実働4時間の場合 ⇒ 4日 × 4時間 = 16時間/週 ② 複数のシフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合… ア 年間所定労働時間 ÷ 52週間/年 = 週所定労働時間 イ 月所定労働時間 ÷ 4.3週/月 = 週所定労働時間 ウ おおよその週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合… (例) おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15時間/週 (例) おおよそ月13日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3 ≒ 12時間/週 (例) おおよそ週5日勤務の内、(おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12時間) + (週2回 × 6時間勤務 = 12時間) = 24時間/週</p> <p>3 「月」: 1月の平均所定労働時間 以下のいずれかの方法により、業務従事者の月の所定労働時間を記載ください。 ① 年間所定労働日数(⇔年間休日数)及び1日の所定労働時間から計算できる場合… 年間所定労働日数 × 日所定労働時間 ÷ 12か月 ② 上記以外で、年間所定労働時間を出せる場合…年間所定労働時間 ÷ 12か月 ③ それ以外で計算する場合…(週所定労働時間) × 4.3週 = 月所定労働時間</p>
1月の所定労働日数	所定労働時間における記載内容を基に、配置を想定した業務従事者の月所定労働日数を記入してください。
基本給形態	配置を想定する業務従事者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の()内に記入してください。
月支給額内訳	<p>1 給与A(①)…最低賃金の計算に含める給与を記入してください。 ①基本給(上段)…基本給形態欄に記入した基本給をもとに、1月あたりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月あたりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月あたりの支給額を記入してください。 ア 時間給の場合…月支給額 = ○○○円/H × 174H(1月あたりの所定労働時間例) イ 日額の場合…月支給額 = ○, ○○○円/日 × 21日(月所定労働日数例) ②その他(下段)…職務手当などの上記①の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当の1月当たりの支給額を記入してください。</p> <p>2 給与B(②)…最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当を記入してください。 ①通勤手当(上段)…1月あたりの想定する通勤手当を記入してください。 ②精皆勤手当・家族手当(下段)…想定する精皆勤手当と家族手当の1月当たりの合計額を記入してください。</p>
月支給合計③	業務従事者毎の1月あたりの支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月支給額合計 = 給与A①【基本給(上段) + その他(下段)】 + 給与B②【通勤手当(上段) + 精皆勤手当・家族手当(下段)】
賞与等④	業務従事者毎に想定する年間の賞与等(臨時の給与を含む)の金額を記入してください。
賞与等月額平均⑤	業務従事者毎に④で計上した年間の想定賞与等の月額平均額を、次の計算に基づく金額を記入してください。 賞与等月額平均 = 賞与等(年間想定額)④ ÷ 12月

月額平均給与 総支給額	業務従事者毎の月額平均給与総支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月額平均給与総支給額 = 月支給額合計③ + 賞与等月額平均⑤
社会保険の加入	配置を想定した業務従事者毎に、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険の加入義務について記入してください。保険種別毎に、加入義務がある(経費を見込んだ)場合には当該項目欄に「○」を、加入義務がない(経費を見込んでない)場合には「×」を付してください。
労働条件 に係る事項	社会保険の加入義務の指標となる「同じ業務に従事している通常の正規労働者」の所定労働時間を把握するものです。貴社の就業規則や雇用契約書を基準として、「1日」、「1週間」及び「1月」の所定労働時間を記入してください。 ※労働基準法上、所定労働時間は原則1日 8 時間、週 40 時間が上限です。なお、変形労働時間制を適用した場合は、原則週平均 40 時間が上限です。(特例対象事業所は週(平均)44 時間と読み替えてください。)

【様式 1 - 2 - 1 記載例】

業務名 **○○○○庁倉庫清掃業務**

従事者No.	年齢区分	従事者区分	所定労働時間			1月の所労働日数	基本給形態(金額)	月支給額内訳(時給・日給は月額合計)		月支給合計③(①+②)	賞与等④(年間想定額)	賞与等月額平均⑤(④/12)	月額平均給与総支給額(③+⑤)	社会保険の加入	
			日	週	月			給与A ①	給与B ②					雇用保険	健康厚生年金
1	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	8	40	173.3	21.6	月給・日給・時給 (173,300)円	173,300 20,000	10,080 5,000	208,380	150,000	12,500	220,880	○	○
2	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	5	20	86.7	17.3	月給・日給・時給 (1,000)円	86,700 0	8,500 0	95,200	50,000	4,166	99,366	○	×
3	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	4	12	52	13	月給・日給・時給 (3,600)円	46,800 0	6,500 0	53,300	0	0	53,300	×	×

雇用保険加入者の総支給額合計 No.1 + No.2

従事者 No.1 (月給) 想定40歳未満・経験6年以上・9:00~18:00(休憩60分) = 8時間勤務/日 × 週5日勤務(土・日曜日) = 40時間/週
365日/年 - (休日105日/年) × 8時間 ÷ 12ヵ月 = 173.3時間/月、365日/年 - (休日105日/年) ÷ 12ヵ月 = 21.6日/月
基本給(月給)173,300円 + 役職手当20,000円 + 通勤手当10,080円(定期代1ヵ月) + 家族手当5,000円 = 208,380円

従事者 No.2 (時給) 想定65歳以上・経験5年未満・9:00~14:00 = 5時間勤務 × 週4日勤務(金・土・日曜日) = 20時間/週
(365日/年 - 休日157日/年) × 5時間 ÷ 12ヵ月 = 86.7時間/月、(365日/年 - 休日157日/年) ÷ 12ヵ月 = 17.3日/月
基本給 86,700円(時給1,000円 × 月所定労働時間 86.7時間) + 8,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数17日) = 95,200円

従事者 No.3 (日給) 年間所定労働時間や月所定労働時間の算出ができない場合
想定40歳以上65歳未満・経験1年・9:00~22:00の間で実労働4時間
①おおよそ週3日勤務程度(週4休程度・休日不定) × 4時間勤務 = 12時間/週、週3日 × 4.3週/月 = 13日/月 × 4時間 = 52時間/月
②おおよそ月13日程度勤務 × 4時間勤務 = 13日 × 4時間/日 = 52時間/月、52時間/月 ÷ 4.3週/月 = 12時間/週
基本給 46,800円(日給3,600円 × 所定労働日数13日) + 6,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数13日) = 53,300円

業務費内訳書(様式1-1)「直接人件費その1(①)」の金額 ≥ A欄の金額 (労災保険対象額)となるよう作成	A	B
合計	373,546	320,246

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数
※就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日である
イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は(40)時間
ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は(21.6)日/月である

【加入要件概要】
雇用保険: 年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上である者
健康保険・厚生年金: 所定労働時間・所定労働日数がおおよそ正規労働者の4分の3
かつ ①健康保険は75歳未満の者②厚生年金は70歳未満の者
介護保険: 健康保険加入者 かつ 40歳以上65歳未満の者
※労働契約期間の加入要件は記載省略

雇用保険対象額

○様式 1-2-2 (年額分) 記載要領

項 目 名	説 明
従事者No.	「従事者No.」は「1」から始まる連続番号を付記してください。(この様式の従事者No.を基準とし、社会保険料事業主負担分調書(年額用)(様式1-3-2)には、従事者No.を転記して連動するように該当欄を記載してください。)
年齢区分	<p>入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の年齢区分について、該当する区分に「○」を付してください。</p> <p>なお、本項目は、<u>社会保険の加入義務について、年齢的な要件を満たしているかを確認することを目的としています。</u>このため、年齢を想定されていない場合は、「○」を付することを省略しても構いませんが、社会保険の加入状況欄は、必ず記入してください。</p>
従事者区分	<p>従事者区分は、業務毎に業務従事者の技能や実務経験等によりA、B又はCの3区分としております。入札金額の算定時において、配置を想定した業務従事者の区分について、該当する区分に「○」を付してください。なお、次の1～3に掲げる業務以外のものにあつては、従事者区分欄への付記を省略してかまいません。</p> <p>1 建物の清掃の場合</p> <p>A…1級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者</p> <p>B…2級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験2年以上程度の者又は清掃作業について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験3年以上6年未満程度の者</p> <p>C…清掃業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者</p> <p>2 建物の警備の場合</p> <p>A…施設警備1級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者</p> <p>B…施設警備2級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者</p> <p>C…警備業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験3年未満程度の者</p> <p>3 建物のボイラー等設備運転・監視等業務の場合</p> <p>A…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者</p> <p>B…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技能力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者</p> <p>C…運転・監視及び日常的な点検保守業務について、A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験5年未満程度の者</p>

<p>所定労働時間</p>	<p>配置を想定した業務従事者における、「1日あたり」、「1週間あたり」及び「1月あたり」の所定労働時間を、次のように記載してください。</p> <p>1 「日」:1日の平均所定労働時間 複数シフトにより1日の所定内労働時間が異なる場合は「○～○」と記載ください。</p> <p>2 「週」:1週間の平均所定労働時間 ① 1日の所定労働時間及び週の労働日数が固定されている場合…(例)月～木曜日まで週4日、8:00～12:00の実働4時間の場合 ⇒ 4日 × 4時間 = 16時間/週 ② 複数シフトにより1日の労働時間が異なる又は週の労働日数が固定されていない場合… ア 年間所定労働時間 ÷ 52週間/年 = 週所定労働時間 イ 月所定労働時間 ÷ 4.3週/月 = 週所定労働時間 ウ おおよそ週労働日数又は月の労働日数等で計算する場合… (例)おおよそ週3日勤務 × 5時間 = 15時間/週 (例)おおよそ月13日の勤務 × 4時間 ÷ 4.3 ≒ 12時間/週 (例)おおよそ週5日勤務の内、(おおよそ週3回 × 4時間勤務 = 12時間) + (週2回 × 6時間勤務 = 12時間) = 24時間/週</p> <p>3 「月」:1月の平均所定労働時間 以下のいずれかの方法により、業務従事者の月の所定労働時間を記載ください。 ① 年間所定労働日数(⇔年間休日数)及び1日の所定労働時間から計算できる場合… 年間所定労働日数 × 日所定労働時間 ÷ 12か月 ② 上記以外で、年間所定労働時間を出せる場合…年間所定労働時間 ÷ 12か月 ③ それ以外で計算する場合…(週所定労働時間) × 4.3週 = 月所定労働時間</p>
<p>1月の所定労働日数</p>	<p>所定労働時間における記載内容を基に、配置を想定した業務従事者の月所定労働日数を記入してください。</p>
<p>基本給形態</p>	<p>配置を想定する業務従事者における基本給について、月給、日給又は時給のいずれかに「○」を付し、その額を、下段の()内に記入してください。</p>
<p>月支給額内訳</p>	<p>1 給与A(①)…最低賃金の計算に含める給与を記入してください。 ①基本給(上段)…基本給形態欄に記入した基本給をもとに、1月あたりの支給額を記入してください。なお、基本給が時間給又は日額の場合には、所定労働時間欄に記入した「1月あたりの所定労働時間」や「月所定労働日数」を勘案のうえ1月あたりの支給額を記入してください。 ア 時間給の場合…月支給額 = ○○○円/H × 174H(1月あたりの所定労働時間例) イ 日額の場合…月支給額 = ○, ○○○円/日 × 21日(月所定労働日数例) ②その他(下段)…職務手当などの上記①の基本給以外の最低賃金の計算に含めるべき手当の1月当たりの支給額を記入してください。</p> <p>2 給与B(②)…最低賃金の計算に含めない通勤手当、精皆勤手当及び家族手当を記入してください。 ①通勤手当(上段)…1月あたりの想定する通勤手当を記入してください。 ②精皆勤手当・家族手当(下段)…想定する精皆勤手当と家族手当の1月当たりの合計額を記入してください。</p>
<p>月支給合計③</p>	<p>業務従事者毎の1月あたりの支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 月支給額合計 = 給与A①【基本給(上段) + その他(下段)】 + 給与B②【通勤手当(上段) + 精皆勤手当・家族手当(下段)】</p>
<p>年間給与④</p>	<p>業務従事者毎の年間の給与額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 年間給与 = 月支給合計③ × 12月</p>
<p>賞与等⑤</p>	<p>業務従事者毎に想定する年間の賞与等(臨時の給与を含む)の金額を記入してください。</p>
<p>年間給与総支給額</p>	<p>業務従事者毎の年間給与と総支給額となります。次の計算に基づく金額を記入してください。 年間給与総支給額 = 年間給与④ + 賞与等⑤</p>

社会保険の加入	配置を想定した業務従事者毎に、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険の加入義務について記入してください。保険種別毎に、加入義務がある(経費を見込んだ)場合には当該項目欄に「○」を、加入義務がない(経費を見込んでない)場合には「×」を付してください。
労働条件に係る事項	社会保険の加入義務の指標となる「同じ業務に従事している通常の正規労働者」の所定労働時間を把握するものです。貴社の就業規則や雇用契約書を基準として、「1日」、「1週間」及び「1月」の所定労働時間を記入してください。 ※労働基準法上、所定労働時間は原則1日8時間、週40時間が上限です。なお、変形労働時間制を適用した場合は、原則週平均40時間が上限です。(特例対象事業所は週(平均)44時間と読み替えてください。)

【様式 1-2-2 (年額用) 記載例】

業務名 ○○○○株式会社 清掃業務

従事者No.	年齢区分	従事者区分	所定労働時間			1月の所労働日数	基本給形態(金額)	月支給額内訳(時給・日給は月額合計)			月支給合計③(①+②)	年 間			社会保険の加入	
			日	週	月			給与A ① 基本給	給与B ② 通勤手当 其他	年間給与④ (③×12月)		賞与等⑤ (年間支給額)	年間給与総支給額 (④+⑤)	雇用保険	健康 厚生 年金	
																月給・日給・時給
1	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	8	40	173.3	21.6	月給・日給・時給 (173,300)円	173,300	10,080	208,380	2,500,560	150,000	2,650,560	○	○	
2	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	5	20	86.7	17.3	月給・日給・時給 (1,000)円	86,700	8,500	95,200	1,142,400	50,000	1,192,400	○	×	
3	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C	4	12	52	13	月給・日給・時給 (3,600)円	46,800	6,500	53,300	639,600	0	639,600	×	×	

従事者 No.1 (月給)
 想定40歳未満・経験6年以上・9:00~18:00(休憩60分) = 8時間勤務/日 × 週5日勤務(土・日曜休日) = 40時間/週
 365日/年 - (休日105日(土・日曜日)/年) × 8時間 ÷ 12ヵ月 = 173.3時間/月、365日/年 - (休日105日/年) ÷ 12ヵ月 = 21.6日/月
 基本給(月給)173,300円 + 役職手当20,000円 + 通勤手当10,080円(定期代1ヵ月) + 家族手当5,000円 = 208,380円

従事者 No.2 (時間給)
 65歳以上・経験5年未満・9:00~14:00 = 5時間勤務 × 週4勤務(金・土・日曜休日) = 20時間/週
 (365日/年 - 休日157日/年) × 5時間 ÷ 12ヵ月 = 86.7時間/月、(365日/年 - 休日157日/年) ÷ 12ヵ月 = 17.3日/月
 基本給 86,700円(時給1,000円 × 月所定労働時間 86.7時間) + 8,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数17日) = 95,200円

従事者 No.3 (日給)
 年間所定労働時間や月所定労働時間の算出ができない場合
 想定40歳以上65歳未満・経験1年・9:00~22:00の間で実労働4時間
 ①おおよそ週3日勤務程度(週4日程度・休日不定) × 4時間勤務 = 12時間/週、週3日 × 4.3週/月 = 13日/月 × 4時間 = 52時間/月
 ②おおよそ月13日程度勤務 × 4時間勤務 = 13日 × 4時間/日 = 52時間/月、52時間/月 ÷ 4.3週/月 = 12時間/週
 基本給 46,800円(日給3,600円 × 月所定労働日数 13日) + 6,500円(通勤手当500円/日 × 月所定労働日数13日) = 53,300円

雇用保険加入者の総支給額合計 No.1 + No.2

業務費内訳書(様式1-1)「直接人件費その1①」の金額 ≥ A欄の金額(労災保険対象額)となるよう作成	A	B
合計	4,482,560	3,842,960

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数枚作成し、就業規則・雇用契約書を基準として記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は(8)時間/日である

イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は(40)時間

ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は(21.6)日/月である

【加入要件概要】
 雇用保険:年齢に関わらず所定労働時間が週20時間以上である者
 健康保険・厚生年金:所定労働時間・所定労働日数がおおよそ正規労働者の4分の3かつ ①健康保険は75歳未満の者②厚生年金は70歳未満の者
 介護保険:健康保険加入者 かつ 40歳以上65歳未満の者
 ※労働契約期間の加入要件は記載省略

社会保険料事業主負担分調書（様式 1-3-1 及び 2）記載要領

「社会保険料事業主負担分調書（様式 1-3-1 及び 2）」は、「業務従事者賃金支給計画書（様式 1-2-1 及び 2）」に記載した業務従事者に係る社会保険料の事業主負担分の算出調書となります。

記入にあたっては、『【業務費内訳書（様式 1-1）の「業務従事者に係る法定福利費⑦」の金額】 \geq 【社会保険料事業主負担分調書（様式 1-3-1 又は 2）の合計額 D 欄】』となるよう、次の事項に沿って作成してください。

項目名	説明
従事者No.	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記入した業務従事者毎に付番した「従事者No.」と連動するように、「従事者No.」を記載してください。
標準報酬月額	「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記入した業務従事者毎に、全国健康保険協会（協会けんぽ）などの保険者が示す健康保険・厚生年金保険の保険料額表をもとに、業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)の月支給合計額③を参考に、標準報酬月額を記入してください。
事業主負担分保険料率	1 全国健康保険協会（協会けんぽ）などの保険者が示す健康保険・厚生年金保険の保険料額表をもとに、保険種別毎に事業主負担分に係る保険料率を記入してください。 2 契約期間中に保険料率の変動を見込んでいる場合は、入札日又は履行開始日の時点で適用となる保険料率を記入して作成してください。

【記載例】

<注意>

上記記載例で示した保険料率は、平成 30 年 10 月現在の保険料率を記載しています。

提出(算出)にあたっては、入札参加時点の「保険料額表」を参考にして作成してください。

○様式 1-2-1（月額分）記載要領

従事者No.	標準報酬月額	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども子育て拠出金	計	月平均合計	備考
1	200,000 150,000	(5.125)% 10,250 7,688	(0.785)% 0	(9.15)% 18,300 13,725	(0.29)% 580 435	29,130 21,848	29,130 1,821	
様式 1-2-1 (社会保険の加入欄) で健康保険・厚生年金加入とした従事者No. を転記して、記載内容を連動させてください。							給与は月額をそのまま 賞与は月平均として12で割った額	
	給与 賞与等	給与: 様式 1-2-1 (月支給合計③) の金額を基に、標準報酬月額を記載してください。 賞与: 様式 1-2-1 (賞与等④) の金額を基に、千円未満を切捨てのうえ記載してください。						
	給与 賞与等	保険者が示している「保険料額表」を参照のうえ、入札の際に見積もった事業主負担分の保険料率を、保険毎に記入してください。						
	給与 賞与等	左記に記載した給与及び賞与の標準報酬月額に保険毎の保険料率を乗じて(保険料額表)社会保険料の事業主負担分の金額をそれぞれ記載してください。						
	給与 賞与等	対象賃金額: 様式 1-2-1 合計額 A 欄 (労災保険対象額)						
						計 C	30,951	①
労災保険料	対象賃金額 (373,546) 円 (様式 1-2-1 の A の額) × 事業主負担金率 (5.5) / 1000 =						2,055	②
雇用保険料	対象賃金額 (320,246) 円 (様式 1-2-1 の B の額) × 事業主負担金率 (6) / 1000 =						1,922	③
						合計 D	34,928	①+②+③

※ 対象賃金額:
様式 1-2-1 合計額 B 欄 (内雇用保険対象額)

D の金額 \leq (様式 1-1) 業務従事者に係る法定福利費⑦の金額

3 直近の保険料率表又は保険料額表を添付すること。

○様式 1-2-2 (年額分) 記載要領

従事者No.	標準報酬月額	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども子育て拠出金	合計	年合計	備考	
	事業主負担分 保険料率	(5.125)%	(0.785)%	(9.15)%	(0.29)%				
1	給与 200,000	10,250	0	18,300	580	29,130	×12ヶ月 349,560		
	賞与等 150,000	7,688	0	13,725	435	21,848	×1 21,848		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
様式1-2-2(社会保険の加入欄)で健康保険・厚生年金加入とした従事者No.を転記して、記載内容を連動させてください。								×1	給与は月額をそのまま 賞与は月平均として12で割った額
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
保険者が示している「保険料額表」を参照のうえ、入札の際に見積もった事業主負担分の保険料率を、保険毎に記入してください。									
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
左記に記載した給与及び賞与の標準月額に保険毎の保険料率を乗じて(保険料額表)社会保険料の事業主負担分の金額をそれぞれ記載してください。									
	給与						×1		
	賞与等						×12ヶ月		
	給与						×1		
	賞与等						×12ヶ月		
対象賃金額:様式1-2-2 合計額A欄(労災保険対象額)							×1		
						計	C	371,408 ①	
労災保険料	対象賃金額	(4,482,560)	円(様式1-2-2のAの額) × 事業主負担金率(5.5)/1000 =					24,655 ②	
雇用保険料	対象賃金額	(3,842,960)	円(様式1-2-2のBの額) × 事業主負担金率(6)/1000 =					23,058 ③	
						合計	D	419,121 ①+②+③	

※ 対象賃金額:
1 様式1-2-2 合計額B欄(内雇用保険対象額)
2 関係する法定福利費⑦の金額
3 直近の保険料率表又は保険料額表を添付すること。

Dの金額 ≒ (様式1-1)業務従事者に係る法定福利費⑦の金額

業務従事者配置計画書（様式 1-4）記載要領

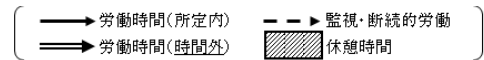
「業務従事者配置計画書（様式 1-4）」は、通常の業務日における平均的な業務従事者の配置計画となります。

記入にあたっては、次の事項に沿って作成してください。

項目名	説明
従事者No.	「1」から始まる連続番号を付記してください。 なお、「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記載した業務従事者毎に付番した「従事者No.」と連動する必要はありません。
従事者区分	業務従事者賃金支給計画書記載要領の従事者区分を参考に、該当する業務従事者区分に「○」を付してください。 なお、本計画書は、あくまでも平均的な1日当たりの業務従事者の計画配置数を把握するものですので、「業務従事者賃金支給計画書(様式1-2-1又は2)」に記載した業務従事者について、すべて記載する必要はありません。 (例) 1日当たり3人を配置予定の業務において、当該業務を4人のサイクルで履行していく場合、勤務する3人の平均的な配置時間数を記入。
その他	1 深夜 24 時を越え翌日までの勤務の場合には、同行の左端0時から続けて記入してください。 2 1日当たりの労働時間は、休憩時間を除く実際の労働時間(賃金の支給対象となる労働時間)を、記入してください。 3 監視・断続的労働(労働基準監督署から許可を受けているもの)は、賃金を支払うべき労働時間と見なされますので、1日の労働時間に含めて記載してください。 4 変形労働時間制の適用を受けている従事者については、「変形労働時間制」の欄に「○」を付してください。 5 「時間帯別従事者人数」の欄には、1時間単位で従事した延べ人数を記載してください。(勤務開始又は終了時間が「〇〇時 30 分」のように、1時間に満たない時間であっても、1時間として延べ人数に計上してください。)

【記載例】

通常の業務日に対する業務従事者の平均的な配置計画を業務従事者毎に記載してください。



業務名 〇〇〇〇業務

従事者 No.	従事者区分 (A・B・C)	1日の労働時間等 (単位:時間)																												
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	労働時間	休憩時間	変形労働時間制		
1	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																										5	0		
2	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																											5	0	
3	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																											7	1	
4	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																											9.5	1	
5	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																											12	0	
6	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ																											10	1	○
		合 計																								48.5	3			
時間帯別従事者人数 (1時間単位で記載)		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	※通常の業務日 1 日分の配置計画を記載するものため、業務従事者賃金支給計画書に記載したすべての業務従事者について記載する必要はありません。			
A											1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10			
B										1	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17			
C		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22			
合計		1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	49			

令和7年(2025年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：255日
青果部：252日

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 19日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、13日：成人の日

2月 (水産物部 20日)
(青果部 19日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日、24日：振替休日、26日：青●

3月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	20日：春分の日				

4月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

29日：昭和の日

5月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日、6日：振替休日

6月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

21日：海の日

8月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	11日：山の日					

9月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

15日：敬老の日、23日：秋分の日

10月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

13日：スポーツの日

11月 (水産物部 21日)
(青果部 20日)


日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	3日：文化の日、23日：勤労感謝の日、24日：振替休日、5日：青●					

12月 (水産物部 23日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

31日：条例で規定する休み、30日：青●

凡例  条例上の休市日(109日)


 臨時休市日(4日)

 臨時開市日(3日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 青果部のみ臨時休市日(3日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)

条例上のカレンダー(調整前)

参考

令和8年(2026年)臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：255日
青果部：255日

改正業務規程(令和2年6月21日施行)に基づく休開

札幌市中央卸売市場

1月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、
12日：成人の日

2月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

11日：建国記念日、23日：天皇誕生日

3月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

20日：春分の日

4月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日：昭和の日

5月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日：憲法記念日、4日：みどりの日、
5日：こどもの日、6日：振替休日

6月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

7月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20日：海の日

8月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日：山の日

9月 (水産物部 20日)
(青果部 20日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

21日：敬老の日、22日：国民の休日、23日：秋分の日

10月 (水産物部 23日)
(青果部 23日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日：スポーツの日

11月 (水産物部 22日)
(青果部 22日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					


3日：文化の日、23日：勤労感謝の日

12月 (水産物部 21日)
(青果部 21日)


日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

31日：条例で規定する休み

凡例  条例上の休市日(110日)

 臨時休市日(0日)

 臨時開市日(0日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 青果部のみ臨時休市日(0日)

 青果部のみ臨時開市日(0日)

札幌市中央卸売市場
資源リサイクルプラント

設 備 仕 様 書



2013年3月

鹿島建設株式会社

1. 一般事項

1.1 はじめに

本仕様書は、札幌市中央卸売市場殿向けの『資源リサイクルプラント』の設計・製造に伴う基準仕様を示すものです。

1.2 設備の概要

本施設は、場内にて発生する、野菜くずを、連続的に加熱乾燥して、取扱が容易で保存性のよい乾燥品を生産することを目的とします。

また、加熱乾燥に必要な熱源は、木質ごみを破碎し木質バイオマスとし、バイオマスボイラで燃焼の際に発生する排ガスより蒸気及び加熱空気として生成します。

1.3 設備名称

資源リサイクルプラント

1.4 設置場所

札幌市中央区北12条西20丁目

札幌市中央卸売市場 廃棄物集積所 内

1.5 工 期

機器製造 2012年9月～1月

機器搬入 2013年2月～3月

機器設置 2013年2月～3月

2. 設備仕様

2.1 計画条件

- (1) 原料(生ごみ・一般ごみ)は、2.2処理原料に示す計画値により計画致します。
- (2) 木質原料は、2.2処理原料に示す計画値により計画致します。
- (3) 原料受入から製品払出まで、全て1ラインで計画致します。

2.2 処理原料

- (1) 処理原料は、下記の処理量、性状および設定成分を基準とします。

原料名称		生ごみ(野菜および野菜くず)
処理量	日 量	7 トン/日
	時間最大量	1.43 トン/h
操業時間		11時間(原料乾燥処理時間6時間)
成分	水分(wt%)	93
	固形分(wt%)	7

- (2) 木質原料は、下記の処理量、性状および設定成分を基準とします。

原料名称		木質パレット、木質魚箱
処理量	日 量	3 トン/日
	時間最大量	0.38 トン/h
形 状		木質パレット □ 1900 × H 120 (mm)以下
		※ 最大木材形状 □ 100 × L 1900 (mm)以下
操業時間		11時間(バイオマスボイラ稼働時間8時間)
成分	水分(wt%)	20
	固形分(wt%)	80

- ① 処理能力は、上記(1)(2)の設定成分(設計計算値)を基準とします。

2.3 処理製品の出来上がり品質

上記2.2.(1)を処理した場合の成分は、下記を目標とし、また出荷形態も下記のとおりとします。

製品名称		乾燥飼料
状 態		粉状、粒状、小塊状
成分	水分(wt%)	10 以下
	固形分(wt%)	90 以上
生産量		635 kg/日
出荷形態		コンテナバッグ

2.4 準拠規格

本施設は、次の規格に準拠したものとします。

- (1) 機器類 日本工業規格 (JIS)、海外規格 (ASME, DIN, 他)
- (2) 圧力容器 JIS、圧力容器安全規則、圧力容器構造規格
- (3) 電気 JIS、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電気工業会標準規格 (JEM)

2.5 処理の工程 本施設の処理工程を、別添フローシートに示します。

2.6 物質収支 原料からの物質収支を、別添マテリアルバランスシートに示します。

2.7 機器仕様

(1) 原料受箱反転機

- ① 機器の概要 原料受箱を昇降・反転させ、内容物をM102のホッパーに排出する装置。
- ② 機器番号 M 101
- ③ 原料受箱仕様
- | メーカー | 名称 | 型式 |
|------|------------|--------|
| 三甲株 | サンクリーンボックス | SCB230 |
- ④ 型式 チェーンリフト方式
- ⑤ 数量 1 基
- ⑥ 処理能力 1500 kg/h
(受箱230 \times 嵩比重0.6=138kg/バッチとして、約11バッチ/h)
- ⑦ 1バッチ所要時間 150 sec (上昇→反転→待機→下降→停止までの時間)
(3600sec/11=327sec/バッチとなるので、177secが受箱入替時間)
- ⑧ 動力 2.2 kW
- ⑨ 許容荷重 300 kg
- ⑩ 主要材質 SS400
- ⑪ 付属機器および付属品
- ・ 安全カバー 1 式

(2) 原料受ホッパー

- ① 機器の概要 M101により投入された原料を受入れ、M103破砕機に定量供給する装置
- ② 機器番号 V 102
- ③ 型式 鋼製角型ホッパー
- ④ 数量 1 基
- ⑤ ホッパー有効容量 約 1 m³
- ⑥ 主要材質 接品部・接液部 SUS304
その他 SS400
- ⑦ 付属機器および付属品
- ・ スクリューフィーダ 1 式 (動力 1.5 kW) インバータ制御
(処理能力 1500 kg/h)
 - ・ ブリッジブレーカー 1 式 (動力 0.75 kW) インバータ制御

(3) 原料破砕機

① 機器の概要	V102により定量投入された原料を、連続的に粗破砕する装置
② 機器番号	M 103
③ 型式	二軸せん断破砕式
④ 数量	1 基
⑤ 処理能力	1500 kg/h
⑥ 破砕粒度	約 20×50 mm
⑦ 動力	5.5 kW
⑧ カッター回転数	約 33 rpm (インバータ制御)
⑨ カッター寸法	φ 200 × 幅 20 (mm)
⑩ カッター数量	20 個
⑪ 主要材質	SS400

(4) 圧搾機

① 機器の概要	M103にて粗破砕された原料を、連続的に圧搾する装置
② 機器番号	M 104
③ 型式	スクリープレス
④ 数量	1 基
⑤ 処理能力	1500 kg/h
⑥ 動力	3.7 kW
⑦ 回転数	～ rpm (インバータ制御)
⑧ スクリーン	φ 2.0 × P 6.0 × t 1.0 (mm)
⑨ 出来上がり品質	圧搾原料含水率 85 wt%(目標値)
⑩ 主要材質	接品部・接液部 SUS304 その他 SS400
⑪ 付属機器および付属品	
・ スクリーン洗浄用シャワー	1 式 使用水量： 0.36 m ³ /min × 2 min 程度
・ ロータリージョイント	1 式 (凍結対策用蒸気供給用)

(5) No.1フライトコンベヤ

① 機器の概要	M104にて圧搾した原料を、連続的に搬送する装置		
② 機器番号	M	105	
③ 型式	フライトコンベヤ		
④ 数量	1	基	
⑤ 処理能力	700	kg/h	
⑥ 動力	1.5	kW	
⑦ 搬送距離	水平	4.95	m
	揚程	4.6	m
⑧ 搬送室サイズ	巾	150	× 高 80 (mm)
⑨ 搬送速度	7.5	m/min	
⑩ 主要材質	ケーシング	SUS304	
	フライト	SUS304	
	コンベヤチェーン	SUS304	
	その他	SS400	
⑪ 付属機器および付属品			
	・ テークアップ機構	1	式

(6) ろ液移送ポンプ

① 機器の概要	M104にて圧搾した原料の圧搾液を逆洗水ピットまで移送するポンプ		
② 機器番号	P	109	
③ 型式	水中ポンプ		
④ 数量	1	基	
⑤ 移送能力	0.4	m ³ /min	
⑥ 動力	1.5	kW	
⑦ 主要材質	モータフレーム	SUS304	
	主軸	SUS304	
	ポンプケーシング	樹脂	
	羽根車	樹脂	

(7) ドライヤー

① 機器の概要	M104にて圧搾した原料を、連続的に攪拌・乾燥する装置			
② 機器番号	M 201			
③ 型式	ディスク式ドライヤー			
④ 数量	1 基			
⑤ 処理能力	700	kg/h		
⑥ 動力	30	kW		
⑦ 回転数	約 12	rpm		
⑧ 伝熱面積	ディスク	81.4	m ²	
	ジャケット	6.7	m ²	
⑨ 熱源	最大使用圧力	軸用	0.6	MPaG
		ジャケット用	0.1	MPaG
	蒸気使用量		800	kg/h
⑩ ケーシング形状	内径φ	1600	× L	4135 (mm)
⑪ 有効内容積	約	4.6	m ³	
⑫ 出来上がり品質	乾燥品含水率	10	wt%以下	
⑬ 主要材質	本体ケーシング	SS400		
	ジャケット	SS400		
	ローター軸	SM490		
	ディスク	SS400		
	ドーム部	SUS304		
	その他	SS400		
⑭ 付属機器および付属品				
	・ 手動開閉式排出ゲート	1	式	
	・ 軸用ロータリージョイント	1	式	
	・ 温度計(内部温度測定用)	1	式	

(8) No.2フライトコンベヤ

① 機器の概要	M201にて乾燥した原料を、連続的に搬送する装置			
② 機器番号	M 202			
③ 型式	フライトコンベヤ			
④ 数量	1 基			
⑤ 処理能力	120	kg/h		
⑥ 動力	1.5	kW		
⑦ 搬送距離	水平	4.75	m	
	揚程	5.7	m	
⑧ 搬送室サイズ	巾	150	× 高	70 (mm)
⑨ 搬送速度	15	m/min		
⑩ 主要材質	ケーシング	SS400		
	フライト	SS400		
	コンベヤチェーン	SCM435		
	その他	SS400		
⑪ 付属機器および付属品				
	・ テークアップ機構	1	式	

(9) サイクロン

① 機器の概要	ドライヤー排ガス中の異物・飛沫を分離回収する装置		
② 機器番号	Y	203	
③ 型式	サイクロン		
④ 数量	1	基	
⑤ 流入排ガス量	3123	Nm ³ /h	
⑥ 流入排ガス温度	100	℃	
⑦ 主要材質	本体ケーシング	SUS304	
	その他	SS400	

(10) ダブルダンパー

① 機器の概要	Y203にて分離回収した異物・飛沫を排出する装置		
② 機器番号	Y	204	
③ 型式	ダブルダンパー		
④ 数量	1	基	
⑤ 処理能力	0.5	m ³ /h	
⑥ 駆動方式	エアシリンダ式		
⑦ 作動回数	5	回/min	
⑧ 主要材質	SS400		

(11) 金属片検出機

① 機器の概要	乾燥原料中に混入している金属片を検出し分離除去する装置			
② 機器番号	Y	301		
③ 型式	シュート式金属検出機			
④ 数量	1	基		
⑤ 処理能力	120	kg/h		
⑥ 搬送速度	シュート内自然滑降			
⑦ 選別方式	回転バケット方式			
⑧ 駆動方式	エアシリンダ式			
⑨ シュート径	φ	125	mm	
⑩ 検出部	同軸型			
⑪ 検出感度	Fe	φ	0.8	以上
	SUS	φ	2.0	以上
⑫ 主要材質	SS400			
⑬ 付属機器および付属品				
	・ 専用制御操作盤		1	式

(12) 製品ホッパー

① 機器の概要	Y301を通過した乾燥原料を、一時的に貯留するホッパー		
② 機器番号	V	302	
③ 型式	角型ホッパー		
④ 数量	1	基	
⑤ 満液容量	0.6	m ³	
⑥ 主要材質	SS400		
⑦ 付属機器および付属品	・ ブリッジブレーカ 1 式 (動力 0.2 kW)		

(13) コンテナバッグ等投入装置

① 機器の概要	乾燥製品をフレコンバッグ等に詰める装置		
② 機器番号	Y	302	
③ 型式	ハンドパレットスケール		
④ 数量	1	基	
⑤ 秤量	1000	kg	
⑥ 計量値	300	kg	(フレコンバッグ1m ³ , 製品嵩比重0.3と想定して)
⑦ 目量	1	kg	
⑧ 検出方式	乾電池式		
⑨ 計量精度	±	0.5	% FS
⑩ 主要材質	SS400		

(14) 電動トロッ付ホイス

① 機器の概要	木くず破砕機に投入するパレットを吊上げ・運搬する装置		
② 機器番号	M	401	
③ 型式	電動トロッ付ホイス		
④ 数量	1	基	
⑤ 吊上荷重	1000	kg	
⑥ 卷上速度	3.5	m/min	
⑦ 横行速度	20	m/min	
⑧ 動力	卷上モータ	0.9	kW
	横行モータ	0.4	kW
⑨ 揚程	6	m	

(15) ローラコンベヤ

① 機器の概要	パレットを仮置きし、手動で木くず破砕機に投入する装置
② 機器番号	Y 402
③ 型式	ローラコンベヤ
④ 数量	2 基
⑤ 機長	2.5 m
⑥ ローラー	ϕ 42.7 × L 300 × P 100 (mm)
⑦ 許容荷重	90 kg
⑧ 主要材質	SS400

(16) 木くず破砕機

① 機器の概要	木製パレットをバイオマスボイラ燃料用に破砕する装置
② 機器番号	M 403
③ 型式	二軸せん断破砕式
④ 数量	1 基
⑤ 処理能力	400 kg/h
⑥ 破砕粒度	約 75×150 mm
⑦ 動力	30 kW × 2 台
⑧ カッター回転数	約 7 rpm (インバータ制御)
⑨ カッター寸法	ϕ 565 × 幅 75 (mm)
⑩ カッター数量	28 個
⑪ 主要材質	SS400
⑫ 付属機器および付属品	
・ 専用制御操作盤	1 式

(17) 木くず投入機

① 機器の概要	M403にて破砕された木くずをバイオマスボイラに投入する装置
② 機器番号	M 404
③ 型式	電動ウインチ昇降式
④ 数量	1 基
⑤ 動力	2.2 kW
⑥ ホッパー有効容量	約 1 m ³
⑦ 主要材質	SS400

(18) バイオマスボイラ

- | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------|----------------|-------|-------------------------|
| ① 機器の概要 | M403にて破砕された木くずを燃焼する装置 | | | |
| ② 機器番号 | F | 405 | | |
| ③ 型式 | 木質バイオマスボイラ | | | |
| ④ 数量 | 1 | 基 | | |
| ⑤ 処理能力 | 400 | kg/h | | |
| ⑥ 燃焼室容積 | 5.2 | m ³ | | |
| ⑦ 炉床面積 | 3.86 | m ² | | |
| ⑧ ガスバーナー(パイロット点火時5～10分程度燃焼) | | | | |
| 燃料 | 種類 | ガス13A | | |
| | 供給圧力 | 2.0 | kPa | |
| 助燃バーナー | 0.4 | kW | 燃料消費量 | 27.3 Nm ³ /h |
| 再燃バーナー | 0.25 | kW | 燃料消費量 | 13.6 Nm ³ /h |
- ※ 木くずの燃焼状態によっては、稼働中でも助燃することがあります。
- | | | | | |
|--------------|-------|-----|-----------------|--|
| ⑨ 設備電力 | 約 | 1.7 | kW | |
| ⑩ 主要材質 | SS400 | | | |
| ⑪ 付属機器および付属品 | | | | |
| ・ 乾式サイクロン集塵機 | 1 | 式 | | |
| ・ 内装耐火材 | 1 | 式 | (耐火および断熱キャスタブル) | |
| ・ 専用制御操作盤 | 1 | 式 | | |

(19) 排ガスブロワ

- | | | | | |
|---------|---|---------------------|--|--|
| ① 機器の概要 | ドライヤー出口排ガスおよび大気を吸引し、バイオマスボイラに燃焼用空気として供給する装置 | | | |
| ② 機器番号 | B | 405 | | |
| ③ 型式 | ターボファン | | | |
| ④ 数量 | 1 | 基 | | |
| ⑤ 風量 | 120 | m ³ /min | | |
| ⑥ 動力 | 15 | kW | | |
| ⑦ 主要材質 | SS400 | | | |

(20) キャリア空気加熱器

- | | | | | |
|---------|---------------------------------------|-----------------|----------------|--|
| ① 機器の概要 | 放熱側(バイオマスボイラ排ガス)と受熱側(キャリア空気)を熱交換させる装置 | | | |
| ② 機器番号 | H | 406 | | |
| ③ 型式 | 直交流1パスプレート式 | | | |
| ④ 数量 | 1 | 基 | | |
| ⑤ 伝熱面積 | 約 | 27 | m ² | |
| ⑥ 主要材質 | エレメント | SUS316 | | |
| | ケーシング | SS400 | | |
| | 内部断熱材 | セラミックウール、ロックウール | | |

(21) キャリア空気ブロワ

① 機器の概要	ドライヤーに投入するキャリア空気を、供給するブロワ
② 機器番号	B 406
③ 型式	エアホイルフアン
④ 数量	1 基
⑤ 風量	290 m ³ /min
⑥ 動力	18.5 kW
⑦ 主要材質	SS400

(22) 排熱ボイラ

① 機器の概要	バイオマスボイラ燃焼排ガスより熱回収して、ドライヤー熱源となる蒸気を生産する装置
② 機器番号	F 501
③ 型式	排熱ボイラ
④ 数量	1 基
⑤ 適用区分	小型ボイラ
⑥ 実際蒸発量	886 kg/h ※ 排ガス入口温度600℃、排ガス量6000Nm ³ /hの時
⑦ 伝熱面積	9.9 m ²
⑧ 設備電力	約 1.6 kW
⑨ 付属機器および付属品	
・ 安全弁	1 式
・ 給水ポンプ	1 式 (動力 1.1 kW)
・ 薬注装置	1 式
・ 専用制御操作盤	1 式

(23) 燃焼排ガス誘引ブロワ

① 機器の概要	F501にて熱回収したあとの燃焼排ガスを誘引するブロワ
② 機器番号	B 501
③ 型式	ターボファン
④ 数量	1 基
⑤ 風量	233 m ³ /min
⑥ 動力	37 kW
⑦ 主要材質	SS400

(24) 給水タンク

- | | |
|--------------|---|
| ① 機器の概要 | ドライヤー熱源である蒸気の凝縮ドレンの回収タンク、および、
排熱ボイラ・蒸気ボイラ用の給水タンク |
| ② 機器番号 | V 501 |
| ③ 型式 | フラットルーフタイプ |
| ④ 数量 | 1 基 |
| ⑤ 有効容量 | 1022 リットル |
| ⑥ 最高使用温度 | 100 °C |
| ⑦ 主要材質 | SUS304 |
| ⑧ 付属機器および付属品 | |
| ・ 水位制御電極棒 | 1 式 |
| ・ 液面計 | 1 式 |
| ・ バイメタル式温度計 | 1 式 |

(25) エアコンプレッサ

① 機器の概要	圧縮空気を生産する装置
② 機器番号	C 601
③ 型式	オイルフリー式
④ 数量	1 基
⑤ 吐出空気量	240 ℓ/min
⑥ 最高圧力	0.83 MPa
⑦ 動力	2.2 kW
⑧ 主要材質	SS400
⑨ 付属機器および付属品	
・ エアドライヤ	1 式 (動力 0.32 kW)
・ 専用制御操作盤	1 式

(26) レシーバタンク

① 機器の概要	C601にて生産した圧縮空気を貯留するタンク
② 機器番号	V 602
③ 型式	鋼製円筒型
④ 数量	1 基
⑤ 有効容量	987 リットル
⑥ 常用使用圧力	0.88 MPa
⑦ 主要材質	SS400
⑧ 付属機器および付属品	
・ 安全弁	1 式
・ 圧力計	1 式

(27) 動力制御操作盤

① 数量	1 式
② 型式	鋼板製屋内閉鎖防塵自立型(IP43)
③ 外形寸法	W4500×H2350×D450(W900×5列盤)

2.8 ユーティリティ

本施設に必要とする概算のユーティリティは次のとおりです。

- | | | | | |
|-------------|---------|----------|--------------------|--------------|
| (1) ガス(13A) | 供給圧力 | 2.0 | kPa | |
| | 時間最大使用量 | 102.7 | Nm ³ /h | |
| (2) プラント用水 | 時間最大使用量 | 2.0 | m ³ /h | (排水希釈水を含まない) |
| | 給水温度 | 4~38 | °C | |
| | 給水圧力 | 0.15~0.4 | MPa | |
| (3) 電気 | 電圧 | 200 | V | |
| | 周波数 | 50 | Hz | |
| | 設備容量 | 250 | kVA | |

2.9 塗 装

- (1) 機器類の塗装は、下記のような仕様とします。

素地調整	2種ケレン
下塗り	1回
上塗り	1回
塗料	油性ペイント

- (2) 高温部は耐熱塗装とします。
(3) 専門メーカーからの購入品については、メーカー標準とします。
(4) 下記の部分の塗装は除外します。
- ・シュート, ホッパー, 機器本体の内面
 - ・機械加工面
 - ・SUS材、樹脂材

3. 検査

弊社検査要領書に基づき、貴社御立会の上、下記検査を行います。

3.1 工場検査

主要機器類は、請負者または製作メーカー標準の試験・検査を行い、成績書を提出します。

以 上

札幌市中央卸売市場資源リサイクルプラント 機器リスト

別添 2

	品名	規格	備考
1	原料受箱反転機	チェーンリフト式	
2	原料受ホッパー	鋼製角型ホッパ	
3	原料破碎機	回転切断式	
4	圧搾機	スクリュープレス	
5	No.1フライトコンベヤ	フライトコンベヤ	
6	ろ液移送ポンプ	水中ポンプ	
7	ドライヤー	円筒横型ディスク式ドライヤー	
8	No.2フライトコンベヤ	フライトコンベヤ	
9	サイクロン	サイクロン	
10	排出装置	ダブルダンパー	
11	金属片検出機	シュート式	
12	製品ホッパー	鋼製角型ホッパ	
13	コンテナバッグ等投入装置	吊り下げ式	
14	木質バイオマス吊り上げ装置	電動トロリ付ホイスト	
15	ローラーコンベヤ		
16	木くず破碎機	回転切断式	
17	木くず投入機	パッチ式	
18	バイオマスボイラ	木質バイオマスボイラ	
19	排ガスブロワ	ターボ式	
20	キャリア空気加熱機	プレート式熱交換器	
21	キャリア空気ブロワ	ターボ式	
22	排熱ボイラ	排熱ボイラ	
23	排熱ボイラ給水ポンプ		
24	薬注ポンプ	清缶剤用	
25	燃焼排ガス誘引ブロワ	ターボ式	
26	給水タンク	鋼製縦型円筒形	
27	軟水器	軟水器	
28	薬注タンク		
29	ボイラ給水ポンプ	多段式ポンプ	
30			欠番
31	エアコンプレッサ	オイルフリー式	
32	レシーバータンク	鋼製縦型円筒形	
33	制御盤		
34	架台・架溝・シュート		施工図面参照
35	バルブ類	バルブ、フランジ、ガスケット等	

別添 3

製造量：0.6 t/日

製造された乾燥飼料を袋詰めする設備

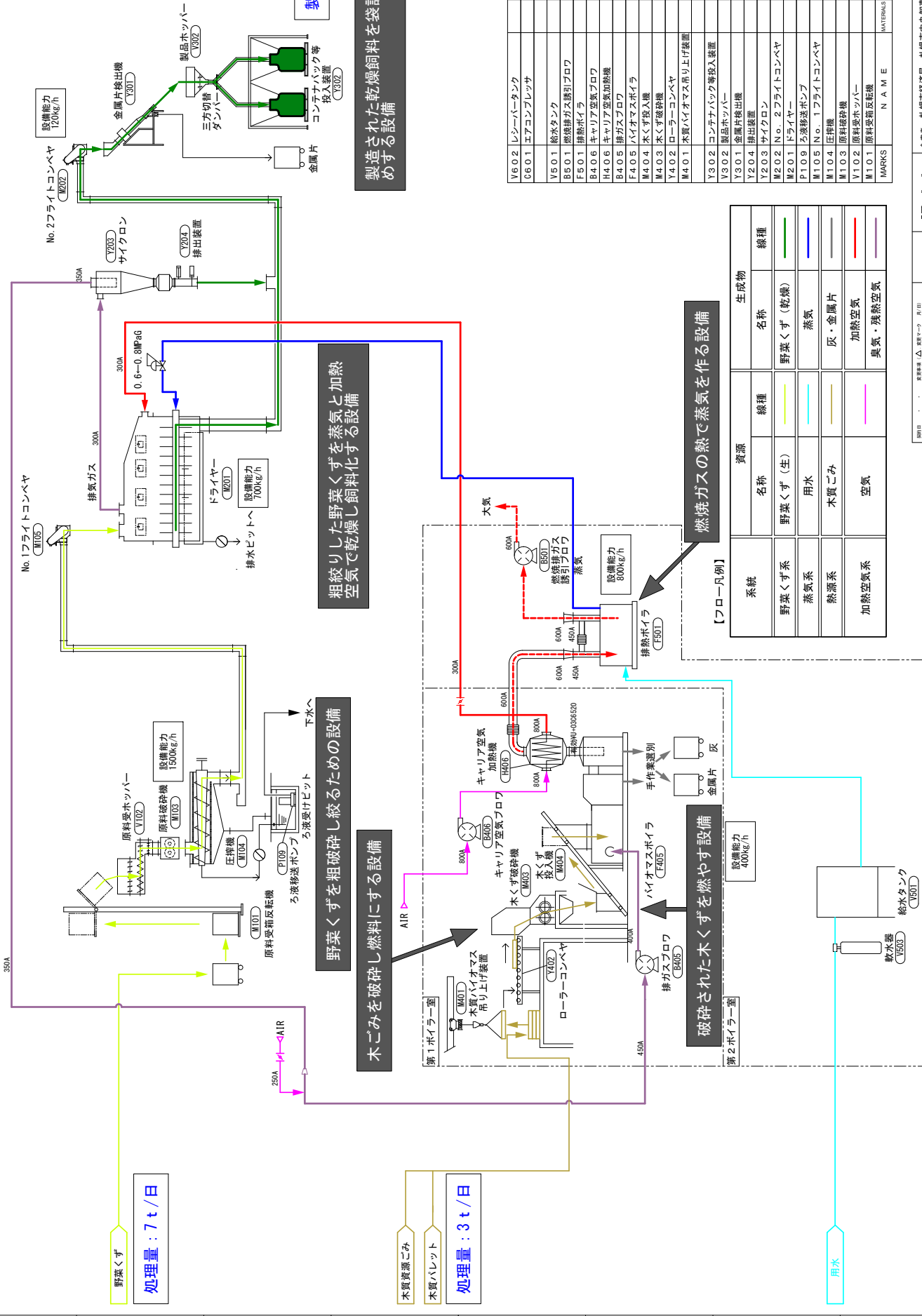
粗絞りした野菜くずを蒸気と加熱空気乾燥し飼料化する設備

野菜くずを粗破砕し絞るための設備

木くみを破砕し燃料にする設備

破砕された木くみを燃やす設備

燃焼ガスの熱で蒸気を作る設備



野菜くず
処理量：7 t/日

木質資源ごみ
木質ハレレット
処理量：3 t/日

用水

系統	資源		生成物
	名称	線種	
野菜くず系	野菜くず(生)	野菜くず(乾燥)	
蒸気系	用水	蒸気	
熱源系	木質ごみ	灰・金属片	
加熱空気系	空気	加熱空気 臭気・残熱空気	

MARKS	N A M E	MATERIALS	QTY	REMARKS
V16.02	レンジャータンク		1	187L
V16.01	エアコンプレッサ		1	240L/min 2.52kw
V5.01	燃焼タンク		1	1022L
F5.01	燃焼排ガス誘引ブロワ		1	233m3/min 37kw
B4.06	キャリア空気ブロワ		1	800kg/hr 1.6kw
H4.06	キャリア空気加熱機		1	290kg/min 18.5kw
B4.05	排ガスブロワ		1	120kg/min 15kw
F4.05	バイオマスボイラ		1	400kg/hr 1.7kw
M4.03	木くみ破砕機		1	1m3/B 2.2kw
V4.02	ローラーコンベヤ		2	400kg/hr 30kw x2
M4.01	木質バイオマス吊り上げ装置		1	12.5m
V3.02	コンテナパレット等投入装置		1	1000kg 1.3kw
V3.01	金属片排出機		1	1000kg
V2.04	排気装置		1	120kg/hr
M2.02	No. 2 フライコンベヤ		1	0.5kg/hr
P1.09	ろ液移送ポンプ		1	3123m3/hr
M1.05	No. 1 フライコンベヤ		1	700kg/hr 1.5kw
M1.04	圧砕機		1	0.4kg/min 1.5kw
M1.03	原料破砕機		1	700kg/hr 1.5kw
V1.02	原料袋ホッパー		1	1500kg/hr 3.7kw
M1.01	原料袋箱反転機		1	1500kg/hr 2.25kw
			1	0.23kg 2.2kw

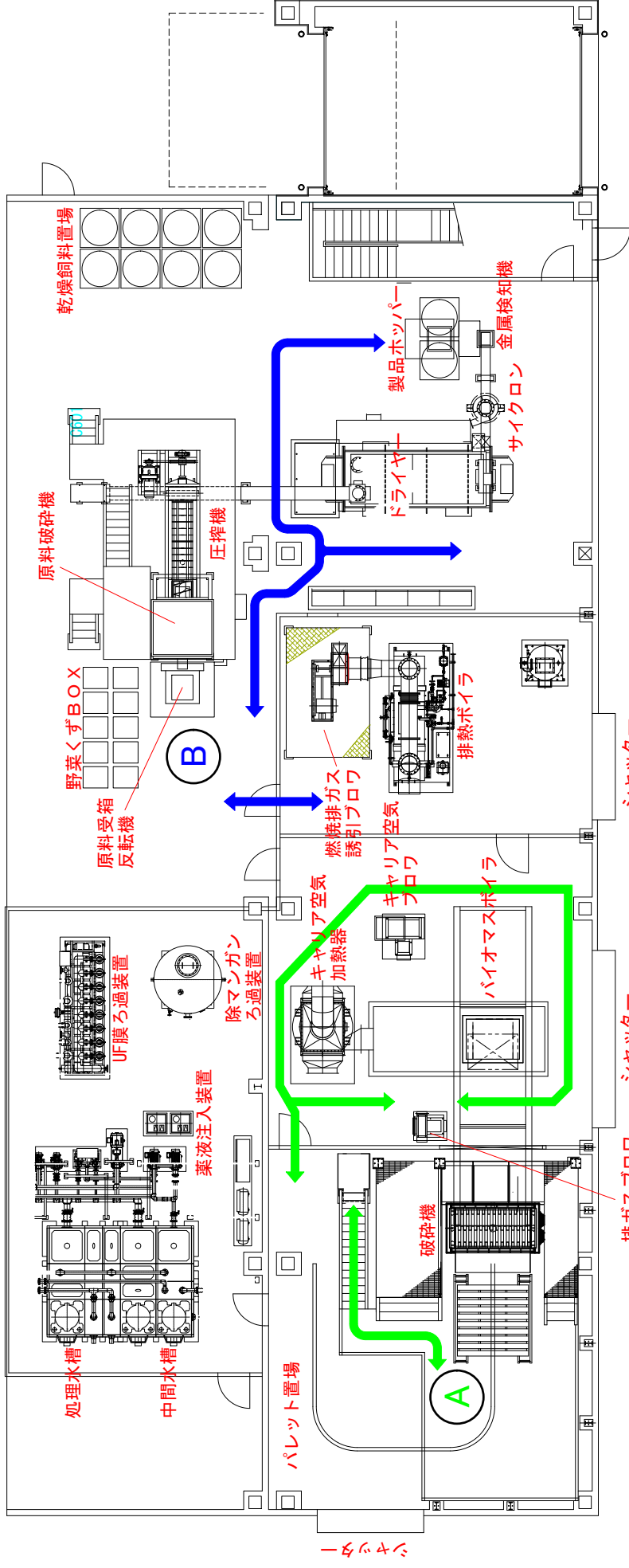
北海道支店 北見市 井谷 岡部

企業名 札幌市経済局 札幌市中森卸売市場
 工場名 資源リサイクル施設プラント設備工事
 図名 全体フローシート

図面用途

2013.11.15 更新者 井谷 岡部

SCALE N. T. S
 DATE 2012.10.4
 DRAWN 岡部



原料投入口室

第2ボイラー室

第1ボイラー室

破碎機室

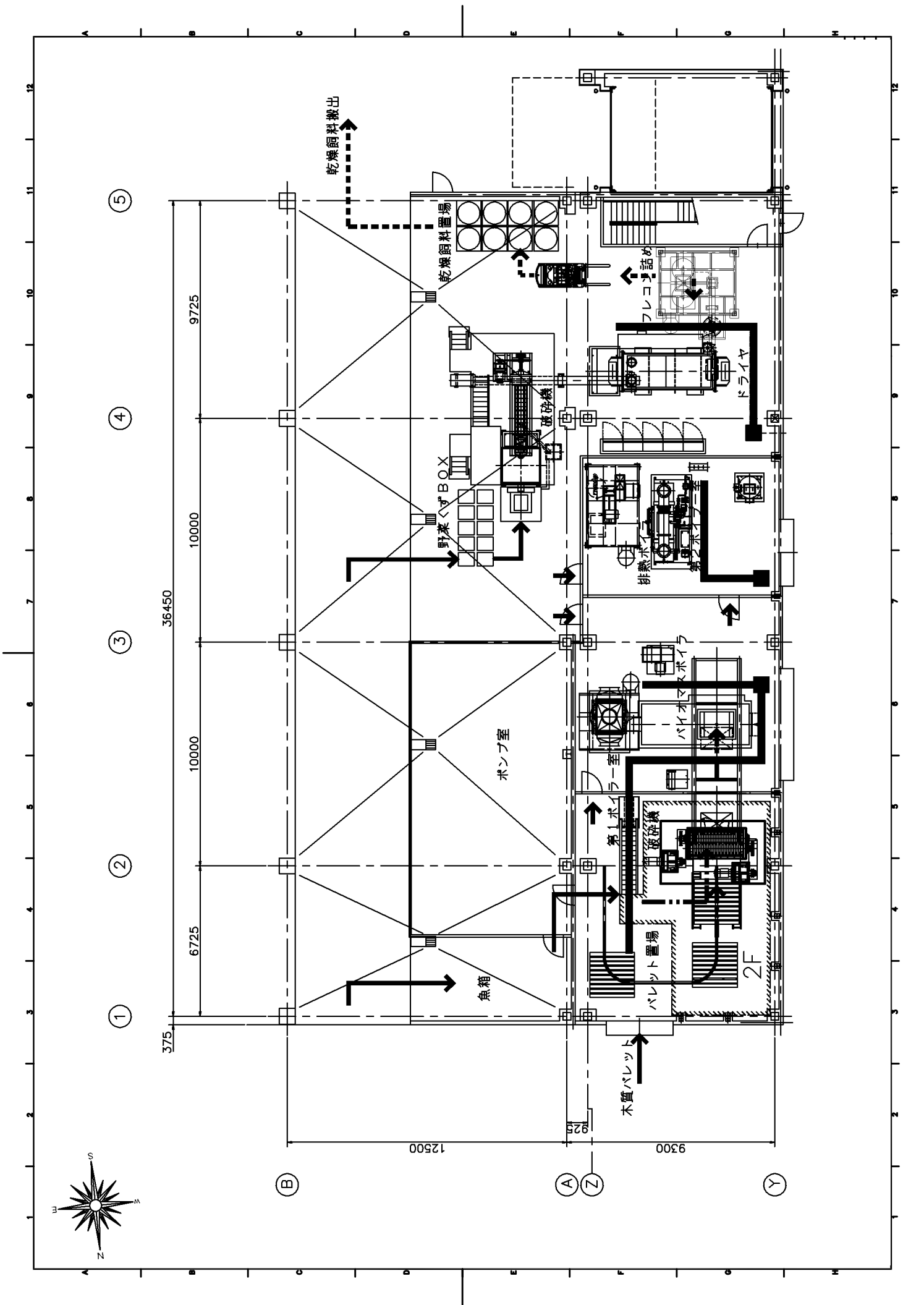
作業員B

- ・ 蒸気管理
- ・ ドライヤー起動、停止
- ・ 野菜くず投入、破砕、圧搾
- ・ 乾燥製品 袋詰め

作業員A

- ・ バイオマスボイラ 灰出し (起動前)
- ・ 木くず原料投入、破砕
- ・ バイオマスボイラ 起動、停止
- ・ バイオマスボイラ 燃焼管理

設計者	札幌市経済局 札幌市中央卸売市場	図面内容	北海道支店
工事名	豊原リサイクル施設プラント設備工事	図面再査	北海道支店
図名	作業員 通常業務計画図	製図・校査	
		製図・設計	
		承認・評価	
NO.1300	SCALE 1/100 (A1)	DATE 2013.2.20	井谷
PM-100			



乾燥飼料搬出

乾燥飼料置場

フレコ

ドラヤ

破砕機

野菜くずBOX

排熱ボイラ

ポンプ室

ハイモマボイラ

第1ボイラ室

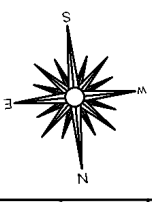
破砕機

魚箱

パレット置場

2F

木質パレット



⑤

④

③

②

①

36450

9725

10000

10000

6725

12500

9300

⑨

⑧

⑦

⑥

⑤

④

③

②

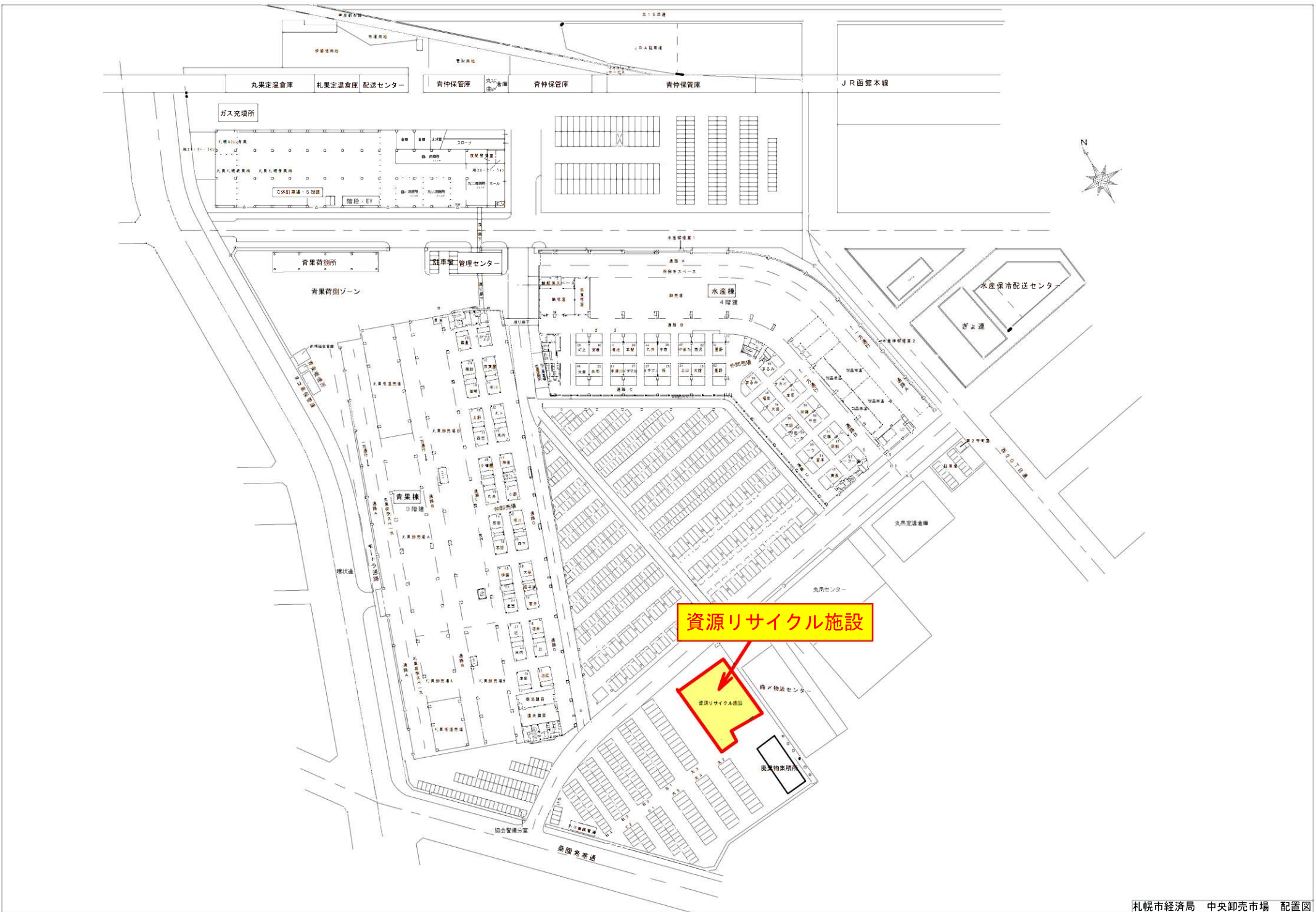
①

375

925

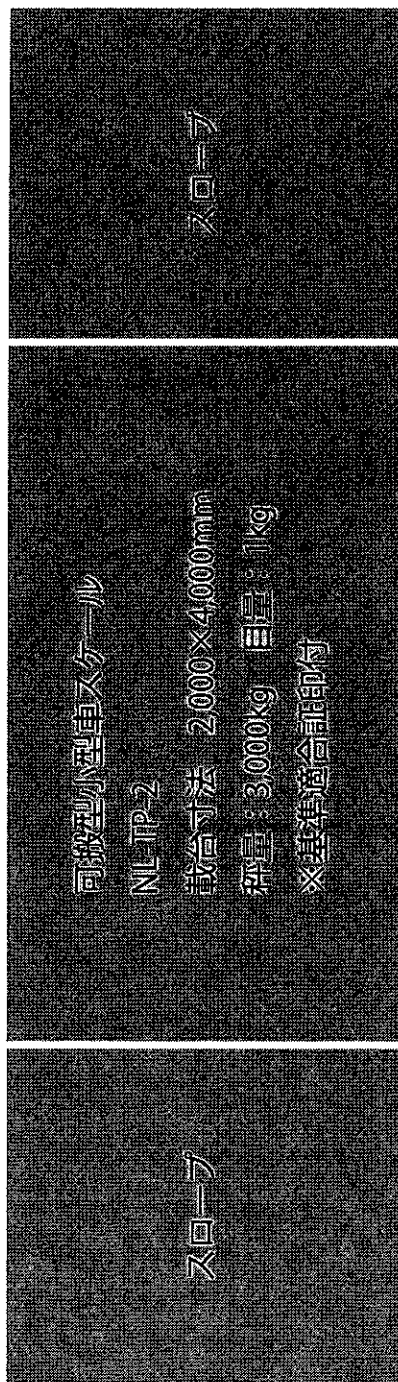
A B C D E F G H

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12



可搬型小型車スケール

機器構成図



運用方法

事前登録事項

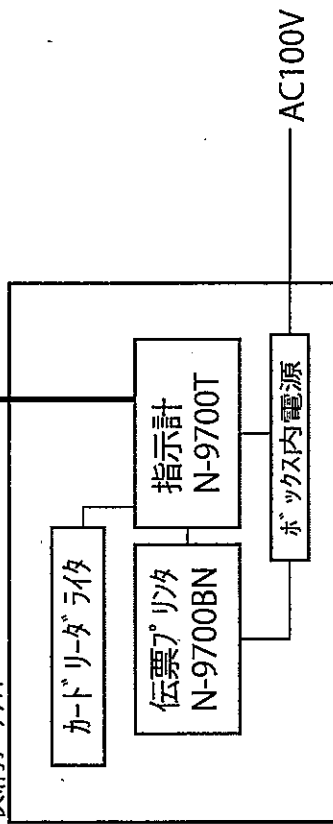
- ・車両 ID
- ・業者名
- ・銘柄
- ・空車重量

操作方法

- ①スケールに載り、カードリーダーにカードを読ませる
- ②発行された伝票を受け取る
- ③降車する

収納ボックス

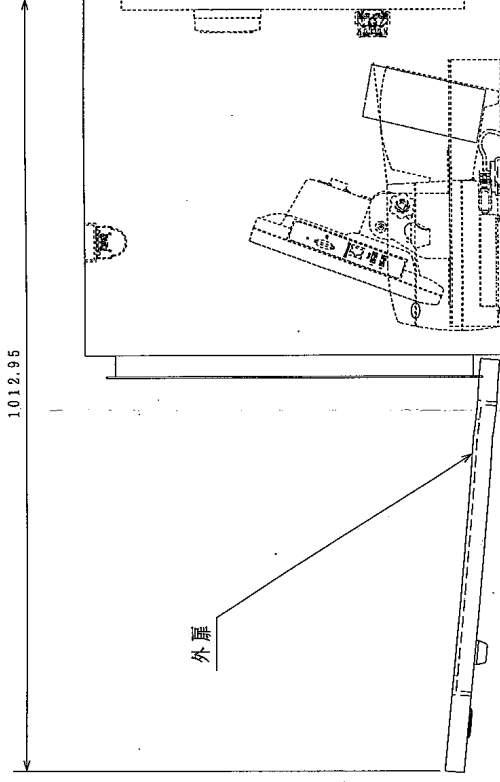
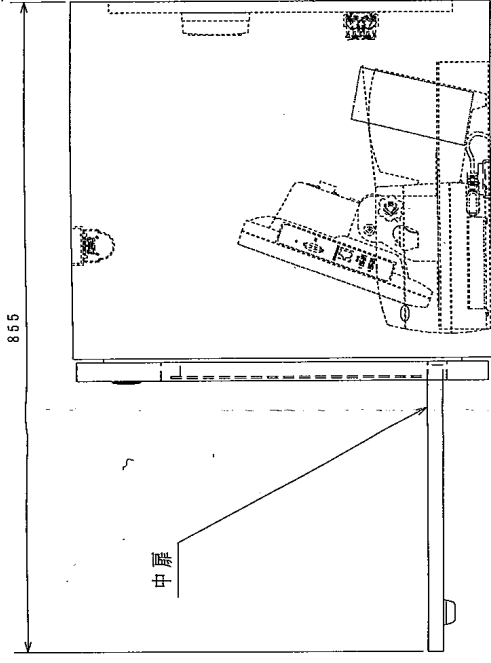
計装ケーブル



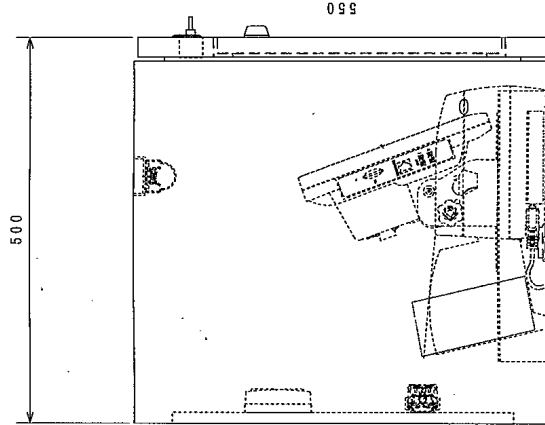
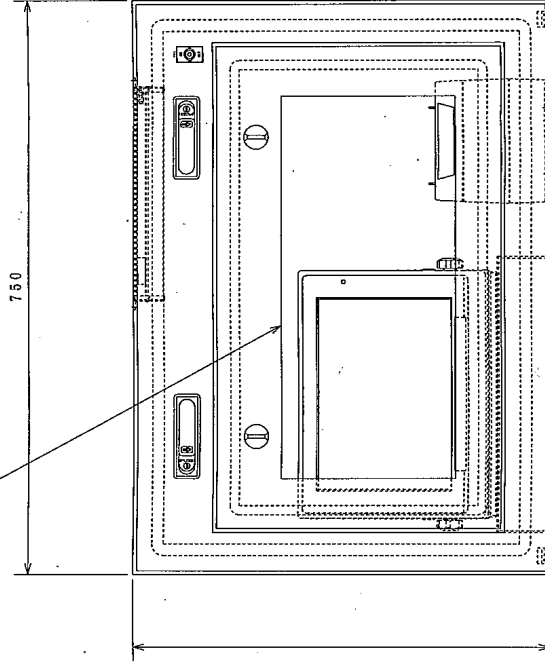
データ管理

- ①N-9700T より計量データを USB にて取り出し
- ②事務所 PC のエクセルにより管理を行う

扉開閉



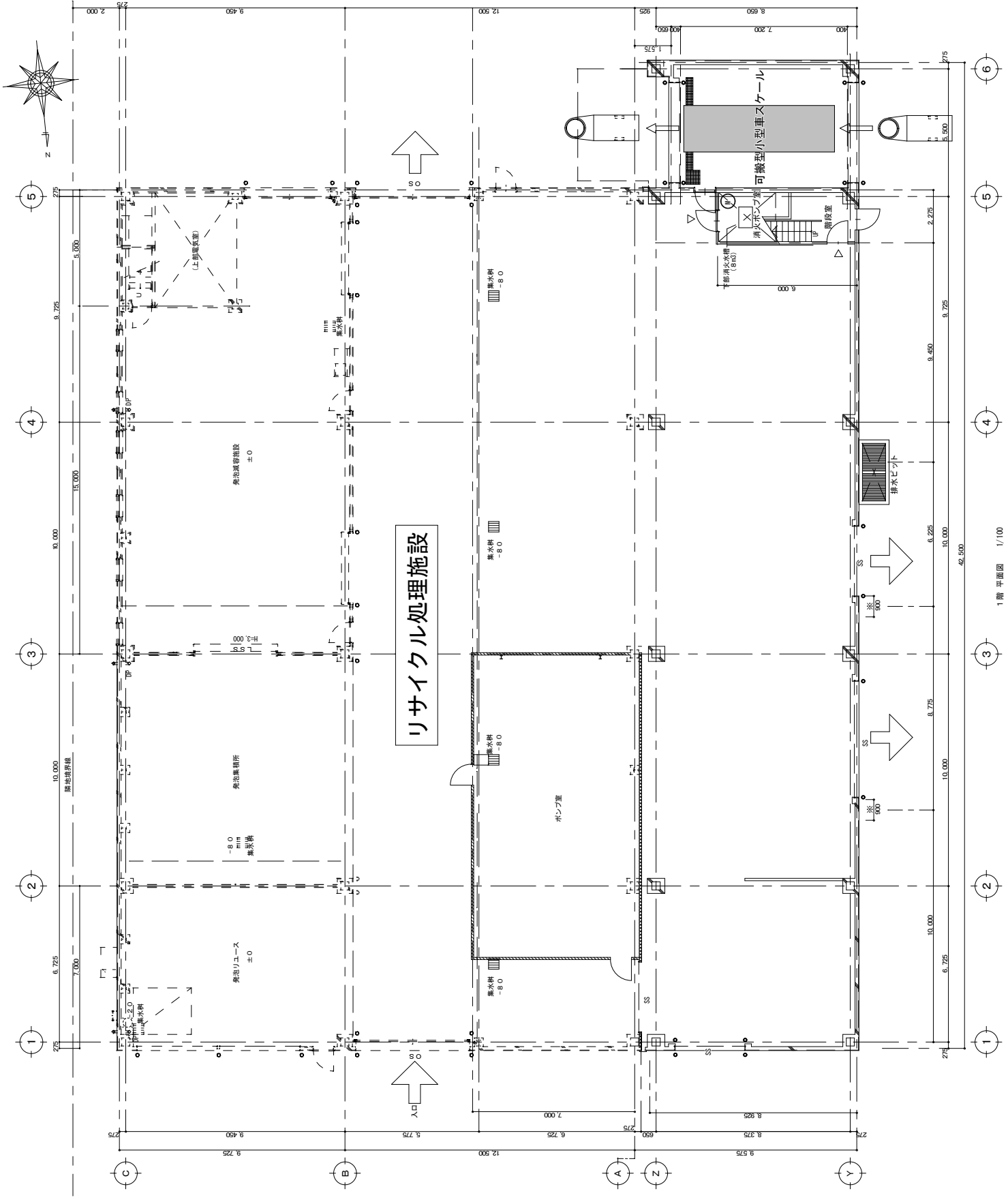
窓：ガラス製



BOX: オリジナル製
材質: SSS製
塗装色: 5Y7/1

記事	日付	製図	設計	検図	承認	指示書型式	構想開始	製品名称	図面名称
						N-9700 尺度	2022/4/13 最終更新	N-9700TB収納BOX	外観図 (参考図)
						1/5			図面番号
									NE0552-01-01

株式会社 日本製衡所



リサイクル処理施設